

小畑委員資料



再犯防止を目指す両全会の処遇センター化構想

人間科の
総合病院へ

特質

- 自立・社会復帰を目指す ○ 長期的なケアを行う
- 都市型の特色を生かす(就労・民間協力を得やすいなど)

処遇センター化

退会後のよりよい型ケア

平成24年7月
**再犯防止に向けた
総合対策**
(数値目標)
出所後2年以内に再び
刑務所に入所する者等
の割合を今後10年間
で20%以上減少

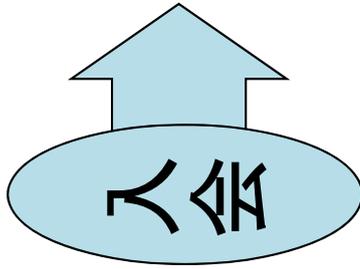
一般改善指導
(全員が対象)

- 〈処遇の三本の矢〉
- ①生活指導 ~ 挨拶と掃除と金銭管理
 - ②就労支援 ~ 完全就労を目指す
 - ③人間性の回復教育 ~ 徹底したパソコン教育
- ~ 民間協力者40数名の応援
~ 情操面を含めた心のケア

専門改善指導
(該当事犯者が対象)

- 〈特別処遇対象者 (高齢・障害等) 対象〉
福祉担当職員 (看護師) によるケア
- 〈薬物事犯者対象〉
- ①薬物重点施設による離脱指導 ~ 2~3月
 - ②ローズカフェによる離脱指導 ~ 3年
- 〈常習窃盗事犯者対象〉
リ・コネクト(再社会化)プロジェクトの試行
~ カウンセリングによる離脱指導

在宅対象者への通所による処遇サービスの提供
(生活指導、パソコン教育、薬物離脱指導、常習窃盗離脱指導等)



平成26年12月16日
犯罪対策閣僚会議決定
宣言: 犯罪に戻らない・戻さない

- 1 2020年までに
出所者等の雇用企業を
3倍に
- 2 2020年までに帰る
場所がないまま社会に
戻る者を3割以上減少

社会的弱者の救済 (日本再生の一環)
一億総活躍社会に寄与

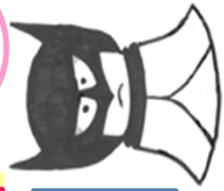
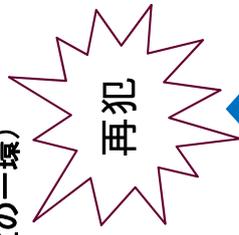
- ・生活困窮者自立支援法 (平成27年4月1日施行) 等
- ・障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等

- ・ソーシャルファーム (社会的企業)
 - ・グループホーム (高齢障害者等を含む)
 - ・生活支援 (東京都と連携)
- 刑事司法と福祉の狭間で、さらに
自立・社会復帰機能を発揮する

処遇技法の汎用化
一般団体・機関への提供、
職員研修等

社会復帰

福祉



※ ◎ は未予算化

「ハットマン」プロジェクト設立

宮田委員資料

【添付資料】

- ① 「特集2 罪に問われた障がい者等に対する刑事司法等における手続保障と弁護権保障～切れ目のない支援のために～
罪に問われた障がい者等に対する各弁護士会の取組」

出典：自由と正義 Vol.68 No. 1 (2017年1月)

執筆者：神奈川県弁護士会会員 徳田 暁

和歌山弁護士会会員 堀江 佳史

※当該論文の著作権は執筆者にあります。

※無断転載禁止

- ② 「知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援」

出典：LIBRA vol.14 No.8 (2014年8月)

- ③ 「司法と福祉の連携～高齢者・障害者支援と刑事弁護～」

出典：第一東京弁護士会会報 (2015.7.1 No.508)

罪に問われた障がい者等に対する刑事司法等における手続保障と弁護権保障 ～切れ目のない支援のために～

罪を犯した障がい者等に対する 検察庁の取組

—再犯防止・社会復帰支援に関する取組

- I はじめに
- II 障がい者等の再犯防止・社会復帰支援等に関する取組の背景
- III 障がい者等の再犯防止・社会復帰支援等に関する取組の現状
- IV おわりに

最高検察庁刑事政策推進担当検事

廣澤 英幸

Hirozawa, Hiroyuki

I はじめに

近時、検察では、「社会復帰支援室」等において、起訴猶予としたり、執行猶予付判決が見込まれる被疑者・被告人の再犯防止や社会復帰を支援することなどを目的として、福祉への引継ぎといった環境調整を行うなど、いわゆる刑事政策的取組を活発に行うようになってきている。このような取組においては、障がい者や高齢者等が、比較的その対象となることが多いと思われることから、かかる取組について紹介することとしたい。

なお、本稿中、意見や評価にわたる部分は、もとより筆者の私見である。

II

障がい者等の再犯防止・社会復帰支援等に関する取組の背景

1 近時、「刑事政策」に熱い視線が注がれていると言われている¹⁾。もちろん、「刑事政策」とは、「犯罪の原因を探求し、これに基づき犯罪を防止するための国家・団体・個人の活動²⁾」という極めて広汎かつ多義的な概念であるが、ここでの「刑事政策」とは、主に、被疑者・被告人・受刑者等の再犯防止・社会復帰支援が念頭に置かれていると思われる。

検察においては、従来、刑事政策的配慮あるいは再犯防止といえ、被告人に適切な刑罰を科すことによる犯罪の抑止という観点に比重を置く一方で、起訴便宜主義（刑事訴訟法248条）

1) 林眞琴「刑事政策と立法」罪と罰53巻4号2頁。なお、同稿によれば、昭和30年代後半から昭和40年代にかけても、検察と保護観察所が連携した構造的な刑事政策的取組がなされていたとされる。
2) 藤本哲也「刑事政策概論」9頁

に基づき広汎な訴追裁量を使用するに当たり、とりわけ被疑者の反省態度や監督者の有無等の環境を「犯罪後の状況」として考慮すること、個別の事件において、再犯可能性にも留意したバランスの取れた処分を心掛けてきた。

ただ、公訴官という性質上、検察の本来の職分は、捜査・公判にあり、そこにこそ注力すべきであるといった考えも存し、被疑者・被告人等の再犯防止のための環境調整といった事項は、弁護士、地方公共団体、福祉機関あるいは受刑者や出所者等の処遇を担当する矯正・保護当局の取組に基本的に委ねており、少なくとも、検察が率先して各機関と連携・協力して取り組むまでには至っていないかった。

2

(1) このようなか中で、近年、検察が社会復帰の促進による再犯の防止という観点や、社会内における更生の可能性を考慮するなど、社会内処遇を意識した取組を積極的に行うようになってきた背景について述べてみたい³⁾。

(2) まず、近時、刑事司法と福祉との連携の必要性が高まってきたことが挙げられる。

すなわち、高齢化社会の進展等に伴い、いわゆる「司法の福祉化」という現象が問題となっている。高齢者の入所受刑者人員は、過去20年間で、ほぼ一貫して増加し、必然的に高齢者の仮釈放者数も増加傾向にある⁴⁾。刑務所から出所した高齢者は、身寄りがなく、生計の手段を持たない場合が少なくないことから、そのまま社会に戻されれば、窃盗等の比較的軽微な犯罪を繰り返すなどし、再犯に及ぶおそれが否定できな。そこで、平成21年度から、厚生労働省

の施策として、「地域生活定着支援事業」（平成24年度からは「地域生活定着促進事業」に名称変更）が開始され、地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所と連携し、出所した高齢者や障がい者を福祉サービスにつなぐなどの、いわゆる「出口」支援事業の取組が行われている。このような取組を継続する中で、出所者を対象とした「出口」支援だけでなく、刑務所に入所する前の段階、すなわち罪状や前科等から、直ちに起訴する必要性まではないものの、更生環境に問題があり、再犯に及ぶ可能性が否定できない起訴前の被疑者や、執行猶予判決が見込まれる被告人について、同センター等と連携して環境調整等を行う、いわゆる「入口」支援の必要性がクローズアップされてきた。

そして、検察の現場でも、捜査段階あるいは公判段階から、被疑者・被告人の更生・保護及び再犯防止のための支援が模索されるようになり、まさに、入口支援の担い手の機関として、取組が行われるようになり、後に述べるのとおり、各庁の実情に応じ、組織的な取組として再犯防止対策が行われるに至っている。

(3) 次に、再犯防止が国の重要な政策課題となったことが挙げられる。

昨今、犯罪の認知件数が減少する中、再犯者の割合は増加していること、犯罪全体に占める再犯者による事案が初犯者に比べて多いことなどが認識されるようになった⁵⁾。

こうした現状に照らせば、我が国の治安を向上させ、国民生活の安全・安心を確保するため、そして、犯罪によって新たな被害を生み出さないようにするために、再犯者による犯罪

3) 検察における刑事政策的取組の背景等について論じたものとして、古宮久枝「再犯防止等の刑事政策の目的に向けた検察の取組」法律のひろば平成25年11月号42頁

4) 平成27年版犯罪白書189、190頁

5) 一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）が占める割合、すなわち再犯者率は、平成9年以降一貫して上昇し続けている（平成9年は27.9%、平成26年は47.1%）。平成27年版犯罪白書144頁参照

の抑止のために、様々な施策を講じることが効果的と考えられた。他方で、保護司、協力雇用主、更生保護女性会等、多くの民間の個人・団体、更生保護者、更生及び保護のために取り組んできたことが国会などで注目を集め、再犯防止をテーマにした議論が深まった結果、再犯防止は、法務、警察のみならず、他の省庁、地方自治体、さらには、民間の個人・団体が積極的に協力して実現すべき施策と認識されるに至った。

平成24年7月には、犯罪対策閣僚会議で、再犯防止総合対策が決定され、初めて数値目標が掲げられた。すなわち、同総合対策では、「出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少」させることを数値目標として掲げ、そのための重点施策として、個々の対象者の特性に応じた指導及び支援を強化すること、社会における「居場所」と「出番」を作ることなどが挙げられた。

また、平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「世界一安全な国、日本」創造戦略が閣議決定され、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を図ることが決定されたほか、平成28年7月には、同じく犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が決定され、高齢犯罪者については、「刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要」とされ、地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行うことが政策として打ち出されるに至っている。

ここにおいて、検察が、知見を有する各種機関と連携・協力して、再犯防止等に取り組み、必要性が、より一層高まってきたものである。

(4) なお、いわゆる検察改革の一環として、平成23年9月に策定された「検察の理念」第8項において、「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与すること」が掲げられた。このように、検察の基本規程に、刑事政策目的への寄与が明示されることで、検察において、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等に資することが重要であるということが、改めて明確にされている。

III 障がい者等の再犯防止・社会復帰支援等に関する取組の現状

1 体制構築及び他機関等との連携

(1) 最高検察庁は、平成28年6月1日、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応、再犯防止・社会復帰支援など、刑事政策に関する諸課題について総合的に検討することなどを目的として、刑事政策推進室を新たに立ち上げた。

同室においては、後に述べるような各検察庁における取組等に関する情報を収集するほか、関係機関との連絡・調整、各種学会・会議等への参加を行い、これらを通じて得られた情報・知見を各検察庁にフィードバックし、より実効的な施策の推進に活用してもらおうと取組を進めているところである。

(2) また、検察改革の一環として、平成23年7月、知的障がいに対する知見の集積・活用を目的とした知的障がい専門委員会が、最高検察庁内に他の専門委員会とともに設置され⁶⁾、さらに、平成24年6月には、刑事政策の在り方等に関して広く検討を行うための場として、刑事政策専門委員会が設置された。

これらの委員会は、検察庁内部のみならず、

外部の専門家等の知見をも積極的に活用することを目的として設置されたもので、両委員会が相まって、例えば知的障がい者の供述特性等に関する知見を集積し、適切な取調べ実施のために活用したり、最新の刑事政策に関する動向についての情報収集等を行ったりしてきた。これらの委員会の活動により得られた情報等については、後述する再犯防止等の取組推進のために活用しているところである。

(3) さらに、現在、全ての地方検察庁においては、再犯防止等の刑事政策的取組を推進するための検察官あるいは検察事務官の担当を置き、定期的に、あるいは個別事件に応じて、関係機関との連絡・調整を行っている。

例えば、東京地検では、平成25年1月、罪を犯した高齢者・障がい者等について、不起訴処分や執行猶予判決により釈放される際の適切な受入先確保などの支援の充実に資するため、社会復帰支援準備室を立ち上げ、同年4月には、社会復帰支援室を立ち上げるに至った。そして、検察官・検察事務官に加え、いわゆる社会福祉アドバイザーとして社会福祉士を非常勤職員として採用し、具体的事件における対象者の処遇に関して検察官らへの助言や調整を行いながら、福祉機関・保護観察所等と連携しつつ、対象者の釈放後の生活に関する助言、福祉事務所への同行支援等、様々な支援業務を行っている⁷⁾。

(4) 再犯防止・社会復帰支援の取組を進めるに当たっては、刑務所出所者や不起訴処分により釈放された者等の処遇であれば、刑務所等の各矯正施設や保護観察所が知見を有するし、生活保護・障がい認定・介護認定といった各種福祉プログラムについては、当然のことながら、

福祉関係機関が専門的知識を有するところであり、このような関係各機関の協力なくして、真に実効的な社会復帰支援等を行うことは困難といわざるを得ない。

そこで、各地方検察庁においては、前記担当者、日常的に、これらの各機関と協議等を行い、相互の業務に対する理解を深めるよう努めている。とりわけ、検察を含め、各機関は、それぞれに異なる権限・専門性を有するのであるから、互いの専門性を尊重しつつ、どこまで連携を取ることができているのか、あるいはできないのかについて、認識を共通にしておくことが、個別の事件における連携を円滑・迅速に行うために不可欠であると思われる。

また、地元に着した弁護士あるいは弁護士会は、従前から個別事案や協議会等を通じて、各種福祉機関との信頼関係・連携体制を構築している場合も多く、とりわけ時間的制限のある身柄事件において、弁護士が、短期間にこれらの福祉機関等と連携して環境調整に尽力している姿は、個別事件等を通じてよく見られるところである。このような弁護士との、個別事案における連携をスムーズに行うため、主任検察官において、可能な範囲で弁護士と情報を共有するのみならず、日常的に検察庁と弁護士会とで協議会を行うなどして緊密な連携を図っている庁もある。

2 捜査・公判段階における主な取組⁸⁾

(1) 更生緊急保護の重点実施

保護観察所では、従前から、起訴猶予者等に對して、対象者の申出に応じて、更生緊急保護(更生保護法85条)の措置を講じていたところ、起訴猶予者の再犯防止に資するため、平成25年

7) その活動状況については、東京地方検察庁総務部社会復帰支援室「ドキュメント・東京地検社会復帰支援室」罪と罰53巻4号62頁に詳しい。

8) 各地方検察庁における取組状況について詳細に述べたものとして、稲川龍也「検察における再犯防止・社会復帰支援の取組」罪と罰53巻4号9頁

10月から、一部の保護観察所とそれに対応する地方検察庁とが連携して、被疑者の勾留中から、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する「更生緊急保護事前調整モデル」の試行を開始した。その後、平成27年4月からは、同取組をさらに進め、全国の地方検察庁とそれに対応する保護観察所において、更生緊急保護の重点実施の試行として、勾留中の被疑者について、検察官からの申入れを受けた保護観察所が支援の必要性に関する調査及び事前調整を行い、重点的な社会復帰支援を必要とすると判断した場合には、起訴猶予者に対し、生活保護申請支援や居住地確保の調整等、釈放前からの調査・調整を生かした重点的な社会復帰支援を行っている。

(2) 外部関係機関との連携による環境調整・同行支援

釈放後の被疑者・被告人が十全な福祉的支援を受けられることができるかといった点について、保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会等と連携し、あらかじめ福祉支援や環境調整等が行われるよう協議し、その結果も参考にして処分等を決めるなどの取組を行っている。行っている。

例えば、知的障がい者でアルコール依存症の被疑者について、保護観察所との協議の結果、市町村が障がい認定を行い、アルコール依存症の治療を行うのが良いとの助言を受け、あらかじめ地域生活定着支援センターに相談した上で被疑者を釈放し、障がいの認定やグループホームへの入所決定を受けた後、被疑者を起訴猶予とした事案や、知的障がい・精神障がいを有する被疑者について、社会福祉協議会と協議し、被疑者の金銭面の管理や生活指導を行うことが

可能であるとの意見を得た上で、被疑者を釈放し、起訴猶予としたような事例がある。

さらに、障がいや高齢を理由として、自力で福祉事務所等まで行くことが困難である、また、その意思がやや希薄であるといった被疑者について、必要に応じて、検察庁職員が、福祉事務所等まで同行し、申請の手助けをする同行支援の取組を行っている庁もある。

このような支援は、まさしく司法と福祉の境界に位置するものといえ、各地方検察庁においては、検察という立場から、個々の事件において、どこまで取り組むことができるのか、また取り組むべきなのかということや日夜悩みながら、様々な支援や環境調整を行っているところである⁹⁾。

(3) 保護観察付執行猶予の意見

いわゆる単純執行猶予が見込まれる被告人に対して、薬物再乱用防止プログラム等の専門的処遇プログラムを受講させ、再犯を防止するとといった観点から、論告において、そのようなプログラムについて言及し、積極的に保護観察付執行猶予を求めるような取組も行われている。その際は、必要に応じて、あらかじめ保護観察所と協議し、事案の内容や被告人の環境等について伝え、専門的観点からのアドバイスを求めることも重要であると思われる。

IV おわりに

検察における刑事政策的取組は、いわば古くから新しい課題であり、とりわけ現在の新しい潮流は、まだその取組が緒に就いたばかりである。したがって、このような取組が具体的にど

9) 司法と福祉の交錯状況について論じたものとして、太田達也「バネルディスカッション『刑事政策と福祉政策の交錯—＜司法の福祉化＞と＜福祉の司法化＞』罪と罰50巻3号63頁。また、他機関連携における「異文化コミュニケーション」の課題について論じたものとして、浜井浩一「高齢者・障がい者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題」法律のひろば平成26年12月号11頁

のような効果をもたらすかについては、率直に言って、事例の集積あるいは将来的な統計分析を待たなければ判然としない面も大きい。

しかしながら、検察を含め、ともすれば目前の事件に忙殺され、自らの専門性にこもりがちで各機関が、協議等を通じて、その知見・専門性を持ち寄り、最適な解決策を見いだそうとすることの意義は、極めて大きいと思われる。

筆者自身、地検在籍中に、保護観察所や福祉機関、さらには弁護士との協議等を通じて、こ

種の再犯防止・社会復帰支援に携わる方々の裾野の広さあるいは知見の深さ・熱意に感銘を受けた記憶がある。

今後、各庁は、その実情に応じて、関係機関との連携を通じて、この種の取組を積極的に進めていくものと思われ、最高検においても、そのような取組に関する情報を収集・フィードバックするなどして、サポートしていく所存である。

特集2

罪に問われた障がい者等に対する刑事司法等における手続保障と弁護権保障 ～切れ目のない支援のために～

罪に問われた障がい者等に対する各弁護士会の取組

- I 個別事件における弁護士と福祉関係者との連携スキーム
- II 弁護士会と福祉関係職との間の平素の勉強会・協議会・意見交換会等の開催
- III 障がい者刑事弁護士派遣制度、障がい者情報提供制度について
- IV 障がい者刑事弁護担当弁護士への助言体制に関する取組について
- V 福祉関係者向けの刑事弁護研修、更生支援計画のモニタリングについて
- VI 行政と連携が得られた弁護士会
- VII その他の特徴的な取組

神奈川県弁護士会会員

徳田 暁

Toketada, Satomu

和歌山弁護士会会員

堀江 佳史

Horie, Yoshiji

I 個別事件における弁護士と福祉関係者との連携スキーム

1 総説
罪に問われた障がい者等の弁護人に選任された際、もともと重要で中心的な課題の一つとなるのが、いかにして福祉関係者の支援が得られるかという点である。福祉関係者から得るべき典型的な支援としては、接見に同行してもらってコミュニケーションを支援してもらったり、やか、いかなる福祉的支援が必要なのかを検討した上で更生支援計画を立案してもらったり、その上で、情状証人として証言してもらったりとことが考えられる。

現在、各地の弁護士会が、独自の工夫によ

り、福祉関係者と連携を図り、弁護士が上記のような福祉的支援が得られるようなスキームを構築している。

そのスキームは、社会福祉士会や精神保健福祉士協会等と連携（事実上の連携なども含む。）するもの、地域生活定着支援センターと連携するもの、障害者相談支援事業所等の一般の福祉サービス事業所と連携するもの及び、これらを複合的に組み合わせたものなどがあり、いずれも、一定の特徴があるように思われるので、以下、それぞれの特徴を見ていく。

2 大阪弁護士会の取組（社会福祉士会及び地域生活定着支援センターと連携する枠組み）
大阪弁護士会は、この分野において先駆的な

取組を続けており、2009年に、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターの障害者刑事弁護部会に「障害者刑事弁護サポートセンター」を開設し、2011年には、大阪弁護士会と大阪社会福祉士会が連携して、障がい者等の弁護人に選任された弁護士に対し、同センターが社会福祉士を紹介する取組を始めた。なお、2016年10月現在、これによって紹介を受けた社会福祉士は無償で活動することが予定されている。

2013年に大阪府地域生活定着支援センターが発足すると、大阪弁護士会内に、同センターと連携するためのPTが立ち上げられた。このPTは、高齢者・障害者総合支援センターだけでなく、刑事弁護委員会及び人権擁護委員会の委員も加わって複数の委員会を横断する構成となった。

その後、いわゆる「大阪モデル」というスキームを構築し、大阪社会福祉士会とだけでなく、大阪府地域生活定着支援センターとも連携し、事業によって、大阪社会福祉士会の社会福祉士を紹介するか、大阪府地域生活定着支援センターを紹介するかを振り分けることとなった。もともと、後者については、予算上の問題なども指摘されており、今後の課題となっている。

その結果、2014年6月から2016年8月までの2年2か月で「大阪モデル」の対象事業として申込みがあったのは118件であったと報告されている。

3 社会福祉士会及び精神保健福祉士協会と連携する枠組み

(1) 東京三会の取組（社会福祉士会及び精神保健福祉士協会の双方との連携）
東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東

京弁護士会（これらをまとめて「東京三会」という。）は、2013年11月に刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会、高齢者・障害者関係委員会及び子どもの権利に関する委員会関係のメンバー等で横断的に構成される「東京三会障害者等刑事問題検討協議会」を立ち上げており、同協議会の有志が、2か月に1回程度の頻度で、東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士協会等のメンバーで協議会を開催して連携を図っていた。その中で、事実上、個人的なつながりで、実際の事件について福祉関係者からの支援を受けていたこともあった。

その後、2015年4月には、東京社会福祉士会と東京精神保健福祉士協会が、個々の事業に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士を弁護人に推薦する制度を設け、同時に、東京三会において、社会福祉士及び精神保健福祉士が実際に被疑者・被告人を支援した場合に、上限を5万円として、援助金を給付する制度を設けた。この援助金の申請は、2015年だけで30件程度あり、2016年度はその2倍に及ぶペースとなっている。周知されるにつれて件数も増加傾向にあることが認められ、そういった制度のニーズが高いことを示している。

(2) 神奈川県弁護士会の取組（社会福祉士会との連携）

神奈川県弁護士会では、2013年9月より、社会福祉士による接見同行、コミュニケーション支援、環境調整、情状証人として証言してもらうことなどができるとして証言してもらうべく、定期的に神奈川県社会福祉士会と協議会を開催してきた。

そして、2014年には、日本社会福祉士会の「被疑者・被告人への福祉的支援に関する弁護士・社会福祉士の連携モデル推進事業」¹⁾の対

1) このモデル事業の報告書は、日本社会福祉士会のホームページからダウンロードが可能である (http://www.jacsw.or.jp/O1_csw/O7_josei/2013/files/bengoshi.pdf)。なお、大阪府も、同様のモデル事業の対象地区となっていた。

象地区となり、このモデル事業を運用する中で弁護士の要請に応じて、社会福祉士が更生支援計画書を作成するなどの実績を積んできた。

この実績を踏まえて、神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会は、2015年12月1日、「刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定」を締結し、同月14日から、その運用を開始している。

同協定の内容は、横浜地方裁判所本庁及び同裁判所川崎支部の管内に勾留されている知的障がい及び発達障がいのある被疑者・被告人を対象として²⁾、福祉関係者に対し、①接見同行、②環境調整、③更生支援計画や上申書の作成、④情状証人としての証言を依頼できるものとして、障がいのある被疑者・被告人の刑事事件について、弁護士と社会福祉士が連携して当たれるようにすることができるとなっている。

制度運用開始後、2016年10月24日までの約10か月間において、弁護士からの依頼件数は15件であり、うち10件は社会福祉士の紹介を受けて、弁護士と連携して事件に当たった。また、その余の社会福祉士の紹介を受けていない事件についても、弁護士は、社会福祉士の担当者から福祉的観点からの助言をもらい、事実上支援を受けて弁護活動を行うことができている。

(3) 金沢弁護士会の取組（精神保健福祉士等の福祉職との連携）
金沢弁護士会は、2012年ころに、刑事弁護センター内に更生支援に関するプロジェクトチームを設置した。ここには高齢者障がい者支援センターにも所属するメンバーも加入しており、横断的な構成となっている。

同プロジェクトチームの有志メンバーは、2013年ころから、3か月に1回、社会福祉士や精神保健福祉士の有志メンバーとともに、事例検

討会を実施し、個人的に顔の見える関係を構築してきた。

その後、金沢弁護士会に所属する弁護士が障がい者を有する被疑者・被告人の弁護人に選任された際に、社会福祉士や精神保健福祉士に相談をしたいという要望がある場合、上記プロジェクトチームに連絡をすれば、上記プロジェクトチームのメンバーが社会福祉士や精神保健福祉士との橋渡しを行うこととなった。

金沢弁護士会の取組は、社会福祉士会や精神保健福祉士会と正式に協定書を締結する等の連携を図っているわけではないが、個人的なつながりをもとに具体的事件にアプローチするものがある。このようなスキームは、事実上のものではあるが、比較的小規模な弁護士会によるものとして大いに参考になるものと思われる。

(4) 山口県弁護士会の取組（社会福祉士会、精神保健福祉士協会双方向及び地域生活定着支援センターとの連携）

山口県弁護士会では、従前、1人の社会福祉士が熱心に入口支援に取り組んでおり、現在、個々の国選弁護士が、福祉職との連携依頼を弁護士会に申し出ると、弁護士会の担当者がこの社会福祉士と連絡をとってこの社会福祉士につながる、という形で個別事件における連携を図っている。この社会福祉士が2012年以降、支援に関わった事件の支援内容の内訳は、同行接見をしたものが39件、そのうち更生支援計画を作成したものが11件、そのうち同社会福祉士が特別弁護士として関わったものが6件あった。そのため、山口県弁護士会においても、これを制度化する必要性を認識するようになった。

そこで、2015年6月、山口県弁護士会は、山口県社会福祉士会、山口県精神保健福祉士協会、山口県地域生活定着支援センターと連携

し、刑事手続の捜査・公判段階から弁護人と福祉職が連携するための制度を構築することを目指して、「四会連携運営会議」を発足させた。

上記運営会議は1か月に1回程度のペースで開催され、合同で勉強会などを企画していた。その後、上記運営会議は、2016年9月、同年10月、同年11月と全3回の内容で「第1回四会合同研修」を行っている³⁾。そして、3回全ての研修を受けた福祉職のうち、希望者について、地域ごとに分けた福祉専門職名簿を作成・登録する予定であり、以後、当該名簿に登録された福祉職との間で連携して入口支援を実施する試験事業を展開する予定である。

福祉専門職の方に支弁する費用について、山口県弁護士会は、法テラスにおいて負担することができるとして法テラス山口と協議を行ったところ、約款改正に向けての検討課題であるとの認識が示されたが、本稿執筆時の2016年10月時点では、まだ約款の改正は実現されていない。

(5) 仙台弁護士会の取組（社会福祉士との連携）
仙台においては、2014年1月、障がいのある被疑者・被告人の弁護士に対し、逮捕から判決までの間の支援活動を行うことを目的として、刑事弁護委員会及び高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員の有志6名並びに社会福祉士6名が、任意団体である「チーム仙台」を結成した。

具体的には、チーム仙台の弁護士が、障がいのある被疑者・被告人の弁護士から相談を受けた場合、相談の概要を「チーム仙台」のメンバーリストにアップし、担当者として弁護士1名、社会福祉士1名を選任し、担当者は、弁護人に対して助言を行うほか、場合によっては、弁護士とともに接見に行ったり、ミニカンファレンスをしたりすることも予定されている。

(6) 千葉県弁護士会の取組（社会福祉士会、地域生活定着支援センター及び中核地域生活支援センターとの連携）

千葉では、千葉県社会福祉士会が、既に「マッチング支援」として、弁護人に対し、障がいのある被疑者・被告人の支援について所定の研修を受けた社会福祉士を派遣する制度を設けており、今後、千葉県弁護士会と千葉県社会福祉士会との連携が期待される。千葉県社会福祉士会との連携において、千葉県地域生活定着支援センター及び中核地域生活支援センターとの連携を推奨している。

4 主に地域生活定着支援センターと連携する仕組み

(1) 愛知県弁護士会の取組
愛知県弁護士会においては、愛知県地域生活定着支援センターと連携し、2015年4月より、「相談依頼書」の書式が作成され、これを用いて、弁護士が簡便に同地域生活定着支援センターの支援を依頼することができるようになった。

相談依頼書を受領した同地域生活定着支援センターは、自ら担当者となって更生支援計画を立案したり、情状証人として証言したりする場合もあるほか、当該地域において適切な地域包括支援センターや相談支援事業所などについてでコーディネートをする。後者の場合は、当該地域の地域包括支援センターや相談支援事業所が更生支援計画を立案したり、情状証人として証言したりすることも想定されている。この場合、地域包括支援センターや相談支援事業所の業務は、本来業務に含まれることから、別途の費用を要しない。

同地域生活定着支援センターによると、「相談依頼書」の書式ができてから当該書式での相

3) 本稿執筆中の2016年10月時点においては、同年11月の研修は未実施である。

2) 将来的に、対象を、精神障がいのある被疑者・被告人のほか、認知症に罹患している被疑者・被告人にまで拡大することが検討課題の一つである。

談依頼は、1か月に3～4件程度であると報告されている。

(2) 兵庫県弁護士の取組

兵庫県弁護士会では、2013年5月、刑事弁護センター運営委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会及び労働と生活に関する委員会から横断的に構成されたメンバードプロジェクトチームが設置された。その後、2013年7月から兵庫県地域生活支援センター、同年9月から兵庫県障害福祉課、2014年10月から兵庫県社会福祉士会からメンバードが選任されて上記プロジェクトチームに参加するようになった。同プロジェクトチームの会議は1か月に1回程度開催されている。

兵庫県弁護士会における連携の理念は、触法行為に至ったとしても、高齢者・障がい者に対する支援の責任主体は行政であるということである。実際、相談支援事業所において更生支援計画が立案されたとしても、市町村において実際に支給決定がなされなければ、更生支援計画は絵に描いた餅となってしまうからである。

そこで、兵庫県弁護士会においては、兵庫県障害福祉課を通じて、市町村の担当課職員に対して、上記プロジェクトチームの活動を紹介します。その活動への協力依頼をしてもらった。

一方、兵庫県弁護士会内においては、2013年10月から、担当弁護士が福祉的支援の必要性に気が付きやすいようにチェックシートの書式を作成し、このチェックシートに沿ってチェックをすることにより、担当弁護士が被疑者の福祉的支援の必要性に気が付きやすくなるように工夫した。このチェックシートは、国選弁護人への配布資料の一部とし、会員専用ホームページにアップするなどして、周知を図った。

そして、兵庫県弁護士会においては、2013年10月から、あらかじめ、地域ごとにチェックシートの受付窓口となる「窓口弁護士」を定め、窓口弁護士がチェックシートを受信す

る体制とした。チェックシートを受信した窓口弁護士は、記載内容を確認した上で、担当弁護人に対して地域生活支援センターの役割を説明し、当該チェックシートを地域生活支援センターに送付することとなっている。

その後、地域生活支援センターの担当者が担当弁護人に連絡をし、今後の対応方針やスケジュールを確認して、具体的な連携を進めることとなる。

担当弁護人は、地域生活支援センターから紹介を受けるなどして、当該地域の行政担当者、相談支援事業所等の福祉サービス事業所とともに、被疑者・被告人に対する福祉的支援に取り組みこととなる。具体的には、これらの福祉関係者が、アセスメントのための特別面会の実施、支援方針立案への助言、更生支援計画の作成などを行い、刑事手続終了後も必要に応じて支援に取り組んでいる。

(3) 札幌弁護士会の取組（地域生活支援センター及び基幹相談支援センターとの連携）

札幌弁護士会は、2012年8月、刑事弁護センター運営委員会及び高齢者・障害者支援委員会有志で「(仮称) 障害者刑事弁護PT」を立ち上げ、2013年度からは、子どもの権利委員会及び心神喪失者等医療観察法に関する委員会の有志も加わり、福祉職との関係づくりに当たってきた。

そして、2014年10月に、正式に、札幌弁護士会内に「障害者刑事弁護連絡協議会」が発足した。

同協議会では、障がいのある被疑者・被告人の刑事事件や少年事件を担当することとなった弁護士からの相談を受ける「サポート窓口」を設置し、弁護士は、これを通じて、福祉関係者の紹介を受けることができるものとされた。担当弁護士は、札幌弁護士会の会員全員に周知された「相談依頼書」を北海道地域生活支援センターにFAXを送信して、これを受信した

地域生活支援センターの判断で基幹相談支援センターやその他の適切な機関を紹介してもらうことができる。

5 福岡県弁護士会北九州部会の取組（基幹相談支援センターとの連携）

従前から、福岡県弁護士会北九州部会の部会員が北九州市手をつなぐ育成会や精神保健福祉士の有志などと個人的なつながりがあったことから、勉強会を開催するなどしてきたところ、手をつなぐ育成会が、触法障害者支援を行うための準備会を設置し、そこに、同部会の弁護士も参加することとなった。加えて、北九州市障害福祉課に働きかけを行った結果、障害者基幹相談支援センターへの委託業務の中に触法障害者支援業務が加えられることとなった。

その後、北九州市が2014年度予算に触法障害者支援のための研究会費を計上し、同年4月から触法障害者支援研究会を開催することとなった。同研究会において議論を重ねた結果、2014年11月から触法知的障害者の支援を施行することとなり、その際、障害者の受け入れ事業所として、3つの事業所が名乗りを上げ、当該3事業所と連携して、基幹相談支援センターの担当者が更生支援計画を立案したり、検察官への意見書を作成・提出したりという活動を実施している。

2016年9月末までの間に、上記スキームで支援を実施した件数は17件に上る。行政も積極的にバックアップしていることもあるからか、上記3事業所のほかにも受け入れ事業所が増える傾向にある。

6 その他の弁護士会の活動状況

その他、埼玉弁護士会は、刑余者等社会復帰支援対策委員会を立ち上げ、精神保健福祉士や社会福祉士などと、更生支援計画の策定など情

議検討しており、関係者が、できるところから一歩ずつ始めていこうとの共通認識を有している。

また、静岡県弁護士会においても、2014年9月から静岡県調査支援委員会の運営が開始されたことをきっかけに、同委員会が、担当弁護人の要請に応じて、接見に同席したり、医療機関を紹介したり、更生支援計画を作成した上で、情状証人として証言したりするなどの支援に取り組んでいる。

7 小括

このように、多くの弁護士会において、独自の特徴を生かして、福祉関係者との連携を図り、具体的事件において福祉関係者の支援が得られるような制度等を構築しており、今後も、さらに多くの弁護士会においてかかる制度を導入することが見込まれる。もともと、現段階において、社会福祉士や精神保健福祉士の支援を受けた際に費用が支弁される国の制度は見当たらず、各地の弁護士会が工夫をして乗り越えている状況であって、この点は、今後、解決が図られるべき課題である。

II 弁護士会と福祉関係職との間の平素の勉強会・協議会・意見交換会等の開催

1 福祉関係職との間の平素からの意思疎通の重要性

具体的事案において、障がいのある被疑者・被告人を十分かつ適切に支援するためには、平素から弁護士・弁護士会と、社会福祉士、精神保健福祉士、地域生活定着支援センターや相談支援事業所等の福祉サービス事業所などと意思疎通しておくことが重要である。なぜなら、弁護士と福祉関係者とは、その業務内容に共通するところは一部あるものの、過去の事実に対する捉え方や視点などに違いがあったり、今

後の見通しの立て方などにも違いが見られたりする場合があります。

そこで、報告を受けた各弁護士会においては次に掲げるような工夫を行っている。

2 各弁護士会の勉強会・協議会・意見交換会等の実施状況

札幌弁護士会は、2013年度から福祉関係者との勉強会を定期的に開催しており、2014年度以降は、基幹相談支援センターと共催し、グループワークによる事例検討を中心とした年間4回程度開催している。福祉関係者としては、地域生活定着支援センター、相談支援事業所のほか、刑務所のソーシャルワーカーや、保護観察官なども参加している。

愛知県弁護士会においても、2014年5月から、福祉関係者との勉強会を定期的に開催している。福祉関係者としては、社会福祉士、相談支援専門員のほか、大学教授なども参加している。ここでは、実例の検討を通して、司法と福祉の相互理解を進め、連携のあり方について検討を行っている。

金沢弁護士会においても、2013年4月ころから、3か月に1度、事例検討会を実施している。弁護士及び福祉関係者の双方から事例報告を行い、司法・福祉の両面からの検討を行うことで、司法と福祉の考え方の違いを相互に理解する場となっている。福祉関係者としては、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、更生保護施設職員、看護師、臨床心理士等も参加している。

神奈川県弁護士会では、前述の「刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定」の運用を開始した2015年12月から、この制度を利用した連携事業について、神奈川県社会福祉士会との司法福祉ネットワーク委員会で事例検討がなされている。ここに弁護士も複数参加し、具体的な更生支援計画の作成方法や適切な支援の方法などについて、実践的な意見交換が行われて

いる。

また、福岡県弁護士会北九州部会において、従前より有志の部会員が、手をつなぐ育成会や精神保健福祉士などと勉強会を行っていることが、前記I5にある2014年度に北九州市が触法障害者支援のための研究会を開催する原動力になっていった。

そして、千葉においても、千葉県弁護士会の取組ではないが、2012年9月から、千葉県地域生活定着支援センター及び法テラス千葉法律事務所が中心となり、罪を犯した障がいのある方の弁護及び支援をテーマに、医療、福祉、司法の関係者が集う任意の勉強会が、1か月に1回、開催されている。この勉強会には、毎回、裁判官、検察庁職員、弁護士、福祉職、行政官、新聞記者など多職種が参加があり、同分野に関する各種取組を支える基盤となっている。さらに、千葉県弁護士会では、2015年12月から、千葉県社会福祉士会との間で、障がいのある被疑者・被告人の支援に関する意見交換を目的として2か月に1回程度の頻度で協議会を重ねている。

なお、前記I3(5)の「チーム仙台」においても、障害者相談支援事業所主催の罪に問われた障がい者・高齢者の福祉的支援についての研究会を開催する予定である。

東京三会では、前述の東京三会障害者等刑事問題検討協議会の有志が、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会、東京都、東京臨床心理士会のほか、大学病院精神科等のメンバ等で、2か月に1回程度、協議会を開催している。そして、この協議会を母体として、事例検討や研修会の企画等を行っており、密接な連携状況がうかがえる。

また、山口県弁護士会においても、2012年11月から2016年1月までに「司法と福祉をつなぐ勉強会」を計8回開催し、前記I3(4)の四会連携運営会議が、おおむね、1か月に1回程度のペースで開催されて、2016年9月から11月にか

けて全3回の内容で合同企画としての「第1回四会合同研修」を実施している。

大阪弁護士会においては、不定期であるが、大阪府地域生活定着支援センター、大阪社会福祉士のほか、大阪府の地域福祉担当部署や、大阪府社会福祉協議会なども協議を行った実績がある。

さらに、札幌弁護士会でも、2013年度から、福祉関係者との勉強会を開催し、2014年度以降は、基幹相談支援センターと共催して、グループワークによる事例検討を年4回程度行っているところ、福祉側は、札幌市内の障害者相談支援事業所、地域生活定着支援センター、刑務所のソーシャルワーカー、保護観察官、圏域の相談支援事業所等から参加している。

その他、埼玉弁護士会においても、社会福祉士や精神保健福祉士などと触法障がい者支援の制度のあり方について協議をしており、同様に、静岡県弁護士会においても、数か月に1回、NPO法人静岡司法福祉ネット明日の空と協議を重ねて、連携を図っている。

III 障がい者刑事弁護人派遣制度、障がい者情報提供制度について

1 特別の名簿による障がい者刑事弁護人派遣制度がある弁護士会

(1) 各地の弁護士会では、障がい者刑事弁護には、被疑者・被告人の障がい特性や障がい福祉制度に関する知識経験が必要とし、更生環境を調整するなどの特別な活動を行う場合があることに配慮して、障がい者刑事弁護専用の担当者名簿を創設しているところも出てきている。

(2) 例えば、大阪弁護士会では、前記I2のとおり、2009年から、「障害者刑事弁護サポートセンター」を開設し、障がいのある被疑者・被告人については、研修を受けた弁護士が登録されている障がい者刑事弁護人名簿の中から、専

門の弁護人を派遣する制度を開始している。

(3) また、神奈川県弁護士会でも、2011年10月から、高齢者障害者の権利に関する委員会及び刑事弁護センター合同のPTを設置して、障がいのある被疑者・被告人のための刑事弁護担当者名簿創設に向けた議論が開始されていたところ、2013年3月に、必要なら研究会の改定を行い、前記I3(2)のとおり、2013年9月より、定期的に神奈川県社会福祉士会と協議会を開催する中で、同年10月からは、所定の研修を受けた弁護士だけが登録された名簿に基づき知的障がい・発達障がいのある被疑者・被告人の当番弁護士、国選弁護人を派遣する障がい者刑事弁護人推薦制度が創設された。

なお、神奈川県弁護士会の制度では、他会の同様の制度と異なり、純粹な精神疾患のある被疑者・被告人が除外されているため、名簿からの派遣実績は当初期待されていたものより低調であり、精神障がいのある方の需要に応えられていないため、その対象とする障害の範囲の拡大は、今後の課題である。

(4) さらに、2014年4月から、東京三弁護士会及び千葉県弁護士会が、それぞれ、大阪弁護士会の制度を参考にして、所定の研修を受けた弁護士を特別に派遣する制度の運用を開始し、東京三弁護士会においては1か月当たり4～5件、千葉県弁護士会においては2016年10月末日時点において、合計約300件の該当案件がある(1か月当たり10件弱)等、その必要性が裏付けられている。

2016年3月からは、愛知県弁護士会においても、障がい者刑事弁護の研修受講者をリストし、リスト登録者に優先的に事件を配点する運用を始めたというところであり、兵庫県弁護士会においても、現時点では、障がい者刑事弁護人派遣制度はないものの、その創設が検討されている。

2 障がいに関する情報提供制度

(1) ところで、こうした障がい者刑事弁護人派遣制度を有効に機能させるには、刑事手続に係る諸機関から、当該被疑者・被告人に障がい疑われることの情報の提供を受けられることが不可欠である。

(2) そこで、大阪弁護士会では、2011年5月、大阪地方裁判所、大阪地方検察庁、大阪府警察本部に対し、被疑者の手帳の所持等障がい者についての情報提供の申し入れを行って、障がい情報の提供を受ける制度を導入している。

(3) また、神奈川県弁護士会では、2013年10月の障がい者刑事弁護人推薦制度の開始に合わせ、千葉県弁護士会においても、2014年4月の障がい者刑事弁護制度に基づく障がい者刑事弁護名簿登録弁護士の派遣制度の開始に合わせ、当番弁護士派遣要請に際して、警察が当該被疑者に障がい疑われる情報を有していた場合には、その旨を弁護士会に連絡してもらおう運用が開始された。そして、被疑者・被告人の国選弁護人選任に際しても、勾留質問や身上調査等で、被疑者・被告人の障がい疑われた場合、裁判所が法テラスに対しその旨の情報を付記(提供)することになっている。

この点、千葉県弁護士会では、警察署や裁判所からの情報提供は、「手帳所持」のほか「通院歴あり」「意味不明言動あり」など制度開始時の想定よりも幅広い情報提供がなされている。一方、神奈川県弁護士会では、横浜地方検察庁に対して、被疑者の障がい情報を提供するよう求め、協議はしたものの、現段階でその協力は得られていない。

(4) そして、東京三弁護士会は2014年2月から、愛知県弁護士会でも2016年3月から、裁判所や検察庁に協力を要請し、裁判所においては、法テラスに対し、国選弁護人候補指名通知依頼書又は私選弁護人選任の申出通知の連絡事項欄に被疑者・被告人の障がい情報を付記することに

より、障がいに関する情報を提供することとなった。また、検察庁においては、裁判所に対し、勾留請求段階で、被疑者・被告人の障がいに関する情報を提供する制度の運用が開始されている状況である。

3 障がいに関する情報提供制度の有用性

(1) このように国選弁護人候補指名通知依頼書に被疑者・被告人の障がいに関する情報を付記する制度は、障がい者刑事弁護人派遣制度が創設されていない金沢弁護士会においても2015年1月から、同じく札幌弁護士会においても2016年4月から導入されている。そして、早期に障がいがあることの情報を得られることで、検察官による鑑定の実施を実現し、不起訴処分につなげるなど、弁護活動に役立っているとのことである。

(2) なお、札幌地裁管内で実施されているのは、被疑者・被告人が療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していることを裁判所が把握した場合にその旨を付記する取組であり、情報提供の範囲については、現在は、手帳所持の有無に限られているが、今後、精神科入院歴の有無や勾留質問時にコミュニケーションが困難であった等、より幅広い情報提供を受けることで弁護人の初動に資する運用とすることが目指されている。

(3) また、金沢弁護士会の障がい者情報の付記制度の実施は、年間10件ほどの実績が報告されており、前記13(3)のプロジェクトチームにちなむ等、障がい者刑事専門弁護人派遣制度を創設することが困難な比較的小規模な弁護士会においても、障がい者情報提供制度の創設は十分に有効であることを示唆している。

4 障がいに関するプロジェクトの活用

さらに、兵庫県弁護士会では、前記14(2)のとおり、障がい者刑事専門弁護人派遣制

度はないものの、障がいの疑いがあるかどうか判断するためのチェックシートを国選弁護人への配布資料としており、その普及活動を図っている。また、山口県弁護士会においてもチェックシートを国選弁護人に配布する取組をしている。

これにより、担当する弁護士が、障がいのある被疑者・被告人を見逃さず、地域生活定着支援センター等の福祉関係者による適切な支援につなげられるようにする趣旨であり、兵庫県弁護士会では、前記14(2)にもあるとおり、チェックシートを確認する窓口弁護士を設置し、当該チェックシートを地域生活定着支援センターに送付して、同センターや福祉機関との連携をする運用をしているところ、2016年9月12日時点で、チェックシートを活用し地域生活定着支援センターや福祉関係機関との連携が図られたケースは54名、延べ57件であった。また、山口県弁護士会においても、2016年6月から9月23日までの3か月弱で、チェックシートにより、福祉的支援の検討依頼があったものが7件あるなど、その有用性が裏付けられている。

IV 障がい者刑事弁護担当弁護士への助言体制に関する取組について

1 助言体制構築の必要性

障がいのある人は、その障がいゆえに、防御力が弱く、差別偏見を持たれやすく、障がいの特性に応じた支援体制を整える必要性も高い。すなわち、罪に問われた障がい者の刑事事件については、障がいのない人の刑事事件にも増して、えん罪の防止、重罰化の防止、環境調整による累犯化の防止に配慮する必要がある、かかる特別の刑事弁護活動や支援を担当する者への助言について、各地の弁護士会では、次のような取組をしている。

2 マニュアルの作成

大阪弁護士会は、2006年4月に「知的障害者刑事弁護マニュアル」を発刊した。東京三弁護士会においても、2014年3月に、「障害者刑事弁護マニュアル」が作成されており、金沢弁護士会でもハンドブックが作成されている。そして、埼玉弁護士会でも、事件対応の注記事項などを記載したマニュアルを作成予定である。

なお、東京三弁護士会では、2014年度中に、作成したマニュアルに基づき研修会が、2回開催されており、150名近い熱意のある会員が参加したという。

3 専用メーリングリストによる助言体制

障がい者刑事弁護を担当する弁護人への支援体制として、大阪弁護士会、愛知県弁護士会、神奈川県弁護士会、金沢弁護士会、札幌弁護士会では、相談用のメーリングリストを立ち上げている。

この点、札幌弁護士会では、障がい(疑いも含む)のある被疑者・被告人の刑事・少年事件を担当することとなった弁護士からの相談を受ける「サポート窓口」を設置しているが、「サポート窓口」では、メーリングリスト(ML)のシステムを利用し、投稿は全会員から受け付けるが、閲覧者を刑事弁護センター運営委員会、高齢者障害者支援委員会、子どもの権利委員会、心身喪失者等医療観察法に関する委員会の約20名から構成される障がい者刑事弁護連絡協議会のメンバーに限定し、ML上で連絡協議員がそれぞれ意見を述べ合う形で相談者に助言を行っているとのことである。

さらに、大阪弁護士会でも、高齢者・障害者総合支援センターの障害者刑事弁護部が、障害者刑事弁護サポートセンターを開設し、障がい者刑事弁護への助言等を行っており、金沢弁護士会においても、刑事弁護センター内のプロジェクトチームによるバッキングアップ体制を構築

している。

V 福祉関係者向けの刑事弁護研修、更生支援計画のモニタリングについて

1 福祉関係者向けの刑事弁護研修、更生支援計画モニタリングの意義

罪に問われた障がいのある人の刑事弁護について、福祉関係者との連携を効果的、円滑に行うためには、担当弁護士のスキルアップだけではなく、福祉関係者の刑事手続に関する理解を深めるための研修会や、刑事手続終了後も更生支援計画のモニタリングを実施し、情報を共有することなどが有効である。

2 福祉関係者の法廷傍聴を実施している弁護士会

そこで、神奈川県弁護士会では、神奈川県社会福祉士会が主催する研修に講師の弁護士を派遣し、刑事手続に関する講義を担当するとともに、連携事例について、有志の福祉職の方とともに、法廷傍聴に行っている。

また、山口県弁護士会においても、福祉職の関係者に司法制度について関心を持ってもらうため、弁護士が福祉専門職を引率して「法廷傍聴会」を行い、裁判手続を解説する「法廷傍聴企画」を、2016年2～3月と同年9～10月の2回実施した。

3 更生支援計画のモニタリング

そして、神奈川県では、社会福祉士との連携事業の刑事手続が終了した後も、神奈川県社会福祉士の地域司法ネットワーク委員会において、連携事業の更生支援計画の実施状況等が報告検討されているところ、同委員会には、実際に連携事業を担当した弁護士や神奈川県弁護士会の障がい者刑事弁護に関するプロジェクトチームの弁護士有志が参加しており、連携事業の更生支援計画に関して、モニタリング情報を

共有する機会が設けられている（もちろん、個人情報には配慮した形で行われている）。これにより、福祉関係者と弁護士の相互理解が深まるだけでなく、刑事事件の判決後も、弁護士が、福祉関係者とともに、更生支援計画の履行状況を確認できる場になっており、更生支援に役立てようという試みといえる。

VI 行政と連携が得られた弁護士会

1 行政と適切かつ十分な連携が得られることの意義

罪に問われた障がい者の支援を行うに際しては、様々な場面で生ずる費用の点で難渋することは多い。この点、行政が、弁護士・弁護士会と福祉関係者との連携に深く関与することができれば、行政がその費用を負担することによって一定の解決を図ることができ、適切な準備に資する結果となった例を紹介する。

2 行政と適切かつ十分な連携を図ることができた弁護士会の例

(1) 兵庫県弁護士会では、2013年5月に会内に前述のプロジェクトチームが立ち上げられたが、その後同年9月から、兵庫県障害福祉課が当該プロジェクトチームに参加し、1か月に1回程度の協議を行っている。

このプロジェクトチームとしては、高齢者・障がい者に対する支援の責任主体は行政であるという発想のもと、県内全市町の担当課に福祉ケーススへの対応状況についてのアンケートを実施し、その結果についても、各市町に配布した。また、実際の支援の場面で協力してもらえよう、プロジェクトチームに参加している兵庫県障害福祉課を通じて県内の市町の担当課に対

してプロジェクトチームの活動紹介や協力依頼を行った。

そして、兵庫県内の市町及び福祉関係者に対して、触法ケースへの具体的対応方法について理解を深めていただくため、兵庫県障害福祉課の費用負担で、兵庫県内10圏域において、支援の具体的な流れの説明と事例検討を行った。

(2) 福岡県弁護士会北九州部会では、北九州市障害福祉課に働きかけを行い、基幹相談支援センターへの委託業務の中に触法障害者支援業務が付加されることとなった。

また、II2に記載した有志勉強会に北九州市障害福祉課が加わって議論をした結果、2014年度予算に触法障がい者支援のための研究会費が計上され、同年4月から触法障害者支援研究会を開催することとなった。その中で同研究会内にワーキンググループを設けて支援のためのスキームを作成し、研究会にて議論を重ねた結果、同年11月から触法知的障がい者の支援を試行することとなった。その際、障がい者の受け入れ先の事業所として、3つの事業所が名乗りを上げたため、機関相談支援センターと連携しつつ、触法障がい者の支援に当たっている。

VII その他の特徴的な取組

1 在宅高齢者・障がい者刑事被疑者弁護援助事業（大阪弁護士会）

障がい者等の刑事事件においては、逮捕されずに在宅で捜査されたり、逮捕されても勾留されずに捜査されたりということが少なくない。しかし、身体拘束されていないからといって、弁護活動の必要があることは身体拘束されている事件と同様である。むしろ、高齢であるとか障がい有する等の事情があると、その

事情ゆえに、適切な配慮がされた捜査がなされず、必要な被害者対応や環境調整がなされないことで、えん罪の危険や、本来不起訴となるべき事件が起訴されるという危険が存在するから、弁護士選任の重要性は高い。

これまでは、被疑者国選弁護人が選任される事件及び日本弁護士連合会が法テラスに委託する弁護援助事業を利用できない在宅事件については、私選弁護人を選任するほか手段がなく、経済的に困窮している場合は弁護士を選任できなかった。

そこで、大阪弁護士会は、2016年9月から、独自の援助事業として、在宅の高齢者や障がい者の刑事弁護事件について、日本弁護士連合会が法テラスに委託する弁護援助事業を参考に、経済的な負担が困難な場合に刑事弁護費用を援助する事業を開始した。

2 シェルター制度（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会では、2009年、ホームレス等で帰宅先がない被疑者・被告人に対して、一時的な居所を確保し、生活保護制度を利用して生活再建を図っていく制度（社会復帰支援委託援助制度）を導入した。この制度は、貧困を背景として触法行為に至った被疑者・被告人に対して、埼玉弁護士会がNPO法人と運営している緊急一時シェルターを生活再建の拠点として提供し、これを情状弁護に生かす制度である。

同制度施行後8年間で、既に300名以上の方が同制度を利用して円滑な社会復帰を果たしている。

そして、静岡県弁護士会も2015年度より、埼玉弁護士会の制度をモデルとして、同様の制度の立ち上げを目標とするプロジェクトチームを設置した。

知的障害者・高齢者等の 刑事弁護と社会復帰支援

「受刑者の約4分の1は知的障害者」とも言われる中で、2014（平成26）年4月から、東京三弁護士会で、知的障害者・高齢者等の刑事弁護における専門弁護士派遣制度が始まった。

知的障害者等の刑事弁護においては、捜査段階・公判段階の様々な場面において、障害の特性に対する理解、福祉との連携など、専門的なノウハウが必要となる。本特集では、寄稿および座談会により、その問題意識を多角的に掘り下げていただいた。

また、障害者・高齢者等の再犯率の高さから「刑務所の出口と入口がなっている」とも言われる中で、2013（平成25）年4月に設置された東京地検の社会復帰支援室の取組みをご紹介します。

本特集が、現在進行形で進む「司法と福祉の連携」についての理解を深める一助となれば幸いです。
（伊藤 敬史、寺崎 裕史）

CONTENTS

1. 罪に問われた障害者の問題と東京三弁護士会の取組み
2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介
3. 東京地検検察庁社会復帰支援室の取組
4. 座談会

*厳密には知的障害者に該当しなくても福祉的支援を必要とする場合には、専門弁護士派遣制度の対象となる可能性があります。あることから、本特集では「等」として記述しています。

1. 罪に問われた障害者の問題と 東京三弁護士会の取組み

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 議長
東京三弁護士会刑事弁護委員会 副委員長 屋宮 昇太（55期）



1 はじめに

平成26年4月1日から障害者等対応の当番弁護士名簿の運用が開始された（これを専門弁護士派遣制度という）。これは、大阪弁護士会が平成23年から運用を開始した制度にない、当番弁護、国選弁護において、被疑者・被告人に精神障害、知的障害等の障害があるとの情報が弁護士会に入った場合に、障害者の対応をするための研修を受け、名簿登録された弁護士を派遣するという制度である。

2 司法と福祉の狭間で支援に漏れた障害者

そもそも、知的障害者をもった被疑者・被告人への対応が強く意識されたのは、平成15年に発刊された山本謙司元参議院議員の「獄窓記」において、刑務所内に知的障害を持った方が多くいるという衝撃的な事実が明らかにされたことが発端だった。これに対応する必要性を感じ、先駆的な取り組みを行ったのが、長崎県の社会福祉法人である南高愛隣会であった（32頁に視察報告を掲載）。まず、南高愛隣会は、厚生労働省の厚生労働科学研究として、平成18年から20年にかけて「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/index.html>）で、実態調査を行った。

この結果、平成18年度の新受刑者3万3032人のうちIQ69以下の新受刑者が7563人（22.9%）であり、IQ79以下の新受刑者が1万5064人（45.6%）であることや、同年度の受刑者を対象としたサンプル調査の結果、2万7024名のうち410名（1.5%）が、知的障害者又はそれを疑われる者であることが明らかとなった。

この調査で明らかになったのは、司法と福祉の狭間で福祉的支援に繋がることのないまま、刑務所生活で繰り返さざるを得なくなってしまう障害者があり、そのような障害者にとっては刑務所が「最後のセーフティネット」になってしまっているということだった。このことから、現実にはこのような障害者を福祉的支援に繋げていく試行的な取組みが開始されることとなった。

3 各地の取組みのはじまり （入口支援と出口支援）

この取組みの中、一つの制度として結実したのが、厚生労働省の事業として行われるようになった「地域生活定着支援センター」だった。同センターは、高齢や障害等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行うものとされている。同センターは、数年をかけて47都道府県、48か所に設置をされ、東京都にも平成23年に設置された。

このような刑務所等の矯正施設からの出所時の支援については、「出口支援」と呼ばれている。さらに、南高愛隣会は、出口支援だけでは不十分であり、裁

判段階（罪に問われ刑が確定するまでを含む）から福祉が関わっていかねば十分な支援は困難であると考え、裁判段階での支援も模索するようになった。これが「入口支援」と呼ばれている。この入口支援については、毎年その形を少しずつ変えてはいるが、大きくは裁判段階において、福祉的支援の必要性や具体的な福祉的支援の在り方を調査、判定し、それを更生支援計画書等として証拠化し、裁判所に提出をすするという枠組みである。

大阪弁護士会では、この南高愛隣会の流れとは別に平成23年度から冒頭に述べたとおり、罪に問われた知的障害者等に対応するための名簿を作成し運用を開始した。その後、横浜弁護士会でも同様の取り組みが開始され、全国各地で徐々に同様の取り組みが広がってきているようである。

4 東京三弁護士会の取組み

東京弁護士会では、平成24年度末に東京都地域生活定着支援センターとの連携に関する協議会を立ち上げた。同協議会では、東京都地域生活定着支援センターや東京社会福祉士会と協議の場を持ちつつ、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会との連携も深めていった。このようなか、平成25年7月には東京三弁護士会刑事弁護委員会正副委員長会議で平成26年4月から専門弁護士派遣制度を立ち上げること目標とすることが決められた。

また、この問題は福祉の問題も深く関係している。そこで、刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会のみならず、高齢者・障害者関係委員会、子どもの権利に関する委員会等が横断的に連携する必要があった。数カ月の準備期間を経て、平成25年11月には、関係委員会メンバーで構成される東京三弁護

士会障害者等刑事問題検討協議会が立ち上がった。
この協議会では、「障害者刑事弁護マニュアル」の作成、裁判所や検察官への協力要請、名簿登録要件となる研修会の企画、東京都地域生活支援センターの運営を行っている東京都や東京社会福祉士会等との連携等々を行ってきた。

東京地方裁判所との協議では、平成26年2月、勾留質問段階で、障害者手帳や診断書を所持している被疑者・被告人や身上調書等で過去に特別学級等に通過していたことが認められる被疑者・被告人については、裁判所が法テラスにその旨を通知し、通常の事件とは別個に配点ができるような枠組みを作ることでも合意することができた。

平成26年3月には、「障害者刑事弁護マニュアル」(4頁参照)が完成し、このマニュアルに基づき研修会3月6日と28日の2回実施することができた。これらの研修会には、150名近い方に受講していただき、この問題の関心の大きさを実感することができた。

平成26年4月1日から専門弁護士派遣制度の運用が開始されたが、平均して三合計して月あたり4、

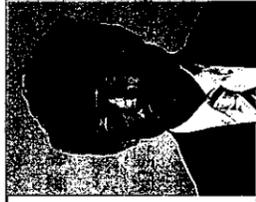
5件程度が配点されている。現状では、精神障害が疑われる事案がほとんどである。さらに、現在では東京地方検察庁も弁解録取の段階で、障害者手帳を所持している被疑者については、一件記録に青色の紙を付けて勾留請求をする運用がなされている。

現在、協議会では、社会福祉士の方に接見同行してもらおうなどし、共に被疑者・被告人の更生支援計画を検討・協議していく枠組みを作るため東京社会福祉士会と引き続き協議をしており、早急な制度化をはかりたいと考えている。

今後、東京都、警視庁、保護観察所、福祉事務所等々との連携も必要であり、どのような連携をできるかを関係各所と協議すべく取り組みを進めているところである。

5 最後に

罪に問われた障害者に関する取り組みは、開始されたばかりである。試行錯誤しながら、よりよい制度を構築していきたい。



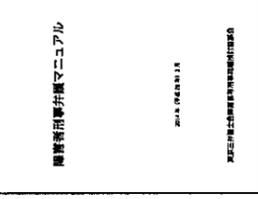
東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会委員 山田 恵太 (65期)

2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会では、平成26年3月、「障害者刑事弁護マニュアル」を作成した。このマニュアルは、平成26年4月の専門弁護士派遣制度の運用開始に合わせ、障害のある人の刑事弁護を行うに当たり、その活動の一助となる

ことを目的としたものである。本稿では、マニュアルの内容について簡単に紹介する。

マニュアルでは、刑事弁護の過程で出会う「コミュニケーションにおいて特別の配慮を要する方」や「福祉的支援を必要とする(と思われる)方」を想定して、



1 <総論>について

この項では、障害(特に、知的障害、発達障害、精神障害、聴覚障害など)についての基礎知識(定義、特性等)について解説した後(Q1)、知的障害・発達障害、精神障害、聴覚障害のある人の刑事弁護で特に注意すべき点について記載(Q2~4)している。

(1) 知的障害・発達障害

知的障害(医学用語では「精神遅滞」という)とは、知的機能の発達の遅滞のために社会生活に困難が生じており、特別の援助や配慮を要する状態をいう。知的機能の発達の遅れは、おおむね知能指数(IQ)70を基準に判断される。

発達障害とは、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害をいう。

知的障害・発達障害のある人は、①迎合性・誘導性(相手に迎合しやすく、誘導に乗りやすいという特性)があること、②情報を短期記憶として保持することが困難であること、③認知の障害等から反省に至らない(相手の気持ちが理解できないなど)、反省の気持ちを表現することができないなどの課題が生じうること、などの問題を抱えている。弁護人としては、その特性を十分に理解し、配慮する必要がある。

刑事弁護において扱うことの多い障害に関し、<総論>、<捜査>、<公判>、<福祉との連携>の各項目について、Q&A方式で、どのような対応が必要となるかを解説している。

(2) 精神障害

精神障害とは、統合失調症、気分障害(うつ病や双極性障害等)等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害である。精神疾患は医学的療法によって寛解するものであることが、知的障害や発達障害との相違点である。

精神障害のある人の場合、現実離れした妄想・幻聴に基づく発言(例えば、「毒ガスが撒かれている」「留置場に敵がいる」など)をしたりして、事件内容の聴き取りが困難なことがあり、言動を客観的に観察することが必要となる。また、場合によっては、接見の際、被疑者・被告人の言動を記録化(メモ、録音録画)すべきである。

なお、心神喪失・心神耗弱と判断され、起訴猶予・執行猶予となった場合には、医療観察法上の申立てがなされる可能性があることにも注意が必要である。

2 <捜査>について

この項では、接見における注意点(Q5, 6, 7)、捜査機関への申入れ(Q8)、不起訴に向けた活動(Q9)、医療観察法の手続(Q10)などについて解説している。

(1) 接見における注意点

当マニュアルでは、チェックリスト(6頁掲載)を設けて、障害があることへの気付きのポイントを記載している。

また、本人から話を聞く際の注意点として、基本的に、オープニングエスチョン(迎合性・誘導性に配慮するため)で質問を行うべきである。しかし、一方で、数量や時間、空間や比較の概念、因果関係等を理解することが苦手であることが多いため、それらの事項について質問する場合には配慮が必要である。

チェックリスト (例)

- 障害者手帳 (知的障害の場合、療育手帳。名称は全国で統一されておらず、東京都では「愛の手帳」という) を持っている。
- 障害者年金を受給している。
- 養護学校 (特別支援学校) 卒である。
- 生じた結果について予測し、あるいは意識した形跡がない (このような結果になるとは全く思っていないかった、など)。
- 目録がわからない。
- ハンフレットの漢字が読めない。
- 質問に対して「はい」としか答えず、矛盾した問いに対して「はい」と答える。

(2) 捜査機関に対する申入れ

捜査機関に対しては、①障害の存在およびそれに対する配慮 (一般的障害特性だけでなく、当該被疑者の方の特性を具体的に伝えることが重要)、②可視化、③心理・福祉職の立会い、を申し入れることが必要である。

(3) 不起訴に向けた活動

捜査段階においても福祉との連携を行い、受入先を見つけることも積極的に試みるべきである。

3 <公判> について

この項では、捜査記録の検討に当たり留意すべき点 (Q 11)、訴訟能力を争う場合 (Q 12)、被告人の供述調書の任意性・信用性を争う場合 (Q 13)、被告人質問における配慮 (Q 14)、責任能力を争う場合 (Q 15)、情状弁護における留意点 (Q 16)、裁判員裁判における留意点 (Q 17) などについてそれぞれ解説している。

(1) 捜査記録の検討、供述調書の任意性・信用性

捜査記録の検討に当たっては、特に、被告人の供述調書の任意性・信用性について争う余地がないかを慎重に検討する必要がある。障害のある人の特性に鑑みれば、供述調書の任意性・信用性を争うべき場合は多いと思われる。検察官の証拠請求に対して、安易に同意すべきではない。

(2) 訴訟能力を争う場合

被告人に障害がある場合、訴訟能力を欠く状態にあると考えられる場合も少なくない。弁護人としては、訴訟能力について慎重に検討した上、問題があると判断した場合には、積極的に争うべきである。

訴訟能力を争う場合、①黙秘権・弁護人選任権などといった言葉の意味を理解することができているかどうか、②法廷における訴訟関係人の役割や訴訟手続の意味を理解できているかどうか、③各訴訟行為の内容、特に公訴事実に関する検察官の立証内容や訴訟の成り行き等の大筋を理解できているかどうか、④自分に有利な事実を弁護人に知らせ防御方針を相談することなどの意思疎通能力があるかどうか、などの点に注目する必要がある。

(3) 責任能力を争う場合

責任能力に疑問がある場合には、家族や施設等の関係者からの聴き取りを行うほか、できる限り医師等の専門家の助言を得て検討をする必要がある。また、たとえ責任能力に関する主張が認められない場合であっても、詳細な鑑定結果が法廷で語られることが、量刑を引き下げる効果があることにも注意が必要である。なお、知的障害について、IQの数値を単純に心神耗弱・心神喪失に対応させる見解が示されている。しかし、知能検査の結果は、検査時の環境や体調等にも左右され、特に拘禁中の人についてIQの値がそのままその人の知能を表すとはいえないことや、責任能力の有無は対象となる犯罪類型に応じて検討する必要があることから、知能指数を一つの手がかりとしつつ、行為時の状況を中心にして検討をしていくべきである。

(4) 情状弁護について

障害のある人が被疑者等の場合、裁判所は、障害に対する偏見や誤解から、再犯の危険性などを合理的根拠なく認定し、厳罰あるいは刑務所内での処遇を安易に選択することが往々にしてある (参照：大阪地裁平成24年7月30日判決 → 大阪高裁平成25年2月26日判決で破棄)。障害に対する偏見や誤解に基

づく根拠のない感情的な厳罰化傾向によって、障害のある人を社会から隔離、排除しようという方向にならないうよう、本人の障害の内容、再犯防止への取り組み、障害のある人が地域で生活することの意味などを丁寧に説明することが大切である。

4 <福祉との連携> について

この項では、「出口支援」と「入口支援」(Q 18)、地域生活定着支援センター (Q 19)、社会復帰支援室 (Q 20)、福祉職との連携 (Q 21)、利用可能な社会資源 (Q 22) について解説している。

(1) 「出口支援」と「入口支援」

「出口支援」とは、障害や高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するに当たり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援することをいう。これに対し、「入口支援」とは、矯正施設に至る前の段階、すなわち、捜査段階や刑事裁判の段階から被疑者・被告人となった高齢者・障害者に対して、司法と福祉が連携して支援を行うことをいう。

(2) 地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターとは、高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、本人が矯正施設に入所中から保護観察所と協働して準備を進める事業所のことをいう。

(3) 社会復帰支援室

東京地方検察庁の「社会復帰支援室」(8頁参照)は、罪を犯して逮捕・勾留された高齢者や障害者などの釈放後の再犯防止のため、その社会復帰を支援する

ことを目的として設置された。主な支援対象者は、起訴猶予で釈放される被疑者のうち、高齢や障害などにより社会復帰が困難と思われる人となっている。

(4) 福祉専門職との連携

弁護人としては、被疑者・被告人の方に障害があると疑われる場合、福祉専門職と連携し、助力いただくことを検討すべきである。

具体的な活動としては、①接見への同行を依頼し、接見において障害特性を把握してもらう、②必要な支援についてアドバイスをもらい、場合によっては、受入先や活用できる地域資源の紹介をしてもらう、③検察官または裁判所に提出するための更生支援計画を作成してもらう、④証人として出廷してもらう、等の活動が考えられる。

以上、マニュアルの内容について簡単に紹介した。実際に、障害のある方 (または障害があることが疑われる方) の刑事弁護をするにあたっては、今までの刑事弁護の観点だけでは足りない部分も存在する。マニュアルを参考に、十分な弁護活動をしていただければ幸いである。また、マニュアルには、参考資料・書式として、取調へについての申入書、特別面会依頼書、更生支援計画の例などが末尾に添付されているので、これについても活用していただきたい。

なお、東京弁護士会では、当協議会主催の研修会において、マニュアルを配付する扱いとなっている。また、東京弁護士会会員サイトにもマニュアルのデータが掲載されている (https://www.toben.or.jp/members/syoshiki/download/upfiles/manual_shougaiha_keijibengo201403.pdf)。会員サイトのトップページ> マニュアル> 業務に関するマニュアル> 東京三弁護士会 障害者等刑事問題検討協議会 編)。

3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組

東京地方検察庁総務部検事 渡邊 真知子

1 社会復帰支援室発足の経緯

再犯防止は、これまでも刑事政策における重要課題として取り組まれてきたが、平成24年7月、犯罪対策関係会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、再犯防止が政府全体の喫緊の課題であることが確認された。同対策は、直接的には刑務所から出所した者を対象としており、これらの者に居場所(住居)と出番(仕事)を与えるなどの適切な支援を関係機関が連携して行う、いわゆる出口支援により、再犯を防止することを目標として掲げている。

こうした政府全体の取組を踏まえ、当庁においては、出所者のみならず、不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人についても同様の取組を行うこと、つまり入口支援の在り方につき検討を始めた。従来、当庁では、被疑者・被告人の釈放に際しては、更生緊急保護制度を活用するほかは、身柄引受人を探して監督を誓約させるなどの個別的な手当を行うことはあったが、特に知的障害者や高齢者等は、就労が困難な場合が多いため、更生緊急保護による就労支援が必ずしも適さない一方、制度の不知等の様々な理由から、自力で福祉等にたどり着くこともできない場合が多く、これらの者が司法と福祉の狭間に落ち込んでしまっておりおそれもあった。

そこで、当庁では、釈放される被疑者・被告人が福祉等の適切な支援を受けられるように関係機関へつなぐ方策を検討するため、平成25年1月、社会復帰支援検討委員会を設置するとともに、同委員会において検討した各種施策を実行する社会復帰支援準備室の活動を開始した。同準備室には、障害者福祉等の実務経験の豊富な社会福祉士1名を非常勤職員(社会福祉アドバイザー)として採用・配置し、捜査・公判担当検察官等が専門的助言を受けられることができる

体制とした。

そして、同準備室における試行期間を経て、同年4月1日、社会復帰支援室を発足させ、翌26年4月1日には、社会福祉アドバイザーを増員して3名配置することにより、少なくとも1名の社会福祉アドバイザーが毎日執務する体制を整えた。また、従前は電話等で相談を行っていた当庁立川支部にも、新たに社会復帰支援室分室を設け、相談体制をより強化・充実させた。

2 社会復帰支援室における

具体的な活動内容

捜査・公判担当検察官等は、不起訴処分が見込まれる被疑者や、公判において執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人につき、障害・高齢等の理由により、社会復帰に何らかの困難が予想されると判断した場合は、どのような支援制度があるか、当該被疑者・被告人にはどのような支援策が効果的かなどにつき助言を受けるため、社会復帰支援室に連絡する。

それを受けて、社会福祉アドバイザーは、当該被疑者・被告人につき、その健康状態のほか、帰宅先や頼れる親族の有無、就労の可否や意欲の有無、従前の支援の有無やその継続の可否・当否等の様々な情報を総合的に勘案した上、捜査・公判担当検察官等に対し、最も適切と思われる支援策について助言する。

また、社会福祉アドバイザーは、支援を円滑に開始できるようにするため、必要に応じ、福祉事務所等との事前の連絡調整を行ったり、被疑者本人と面談して、予定されている支援内容を説明したり、今後の生活上の指針や注意点を助言したりすることによって、立ち直りに向けた一層の自覚を促すこともある(被疑者本人の同意がある場合に限る)。さらに、社会復帰支援

室職員が、被疑者・被告人の釈放後、福祉事務所等まで同行する支援も行っている。

なお、弁護人が選任されている被疑者や、執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人については、捜査・公判担当検察官等を通じて弁護人と連絡し、上記同行支援を依頼しているところ、ほとんどの案件で弁護人に対応いただいている(弁護人による同行支援については、生活保護申請手続等の援助として、法テラスから報酬及び費用相当額が支給される。)

3 活動実績

社会復帰支援室において取り扱った相談件数は、社会復帰支援準備室として活動した期間から通算し、平成26年5月末現在で514件(うち立川分室の相談は11件)であり、内訳は下記図表のとおりである。

4 今後の課題と展望

福祉的支援等を利用した再犯防止策の課題の一つは、刑務所等における施設内処遇と異なって強制力が

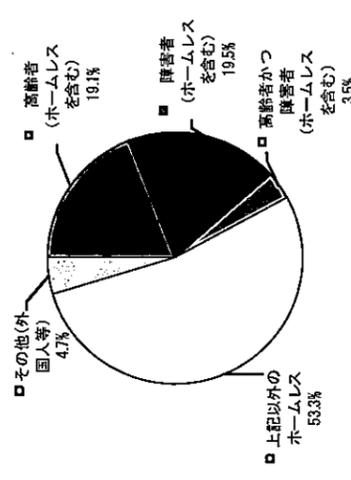
知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援

ないため、被疑者・被告人の同意がなければ支援を開始できないことである。また、手厚い支援の反面、生活に一定の制約が生じる場合もあることから、当初は支援を受けることを希望していた被疑者が翻意して支援を拒否する事例も見受けられる。さらに、支援を開始できても、生活を立て直すという強い意欲を本人自身が持ち続けなければ、改善更生や再犯防止には功を奏さない。しかも、具体的な支援策の決定・実施は福祉事務所等に委ねられ、検察庁において、釈放後の被疑者・被告人の生活状況を定期的に確認して立ち直りを促し続けることは、権限上できない。

改善更生、再犯防止には、被疑者・被告人のそれに向けた意欲を保持・継続させることが必要不可欠である。刑事司法においては、福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、改善更生、再犯防止に向けた意欲を高めるため、福祉的支援等を受けて生活を立て直すことの必要性、重要性を十分に理解させることが重要であろう。そのために、弁護人として被疑者・被告人に関わる弁護士の方にも理解と協力をいただき、共に連携を図りながら、犯罪者の社会復帰支援のための取組を一層充実させてまいりたい。

東京地方検察庁
社会復帰支援室において
取り扱った相談件数と内訳
(平成26年5月末現在)

分類	件数
高齢者 (ホームレスを含む)	98 件
障害者 (ホームレスを含む)	100 件
高齢者かつ障害者 (ホームレスを含む)	18 件
上記以外のホームレス	274 件
その他(外国人等)	24 件
合計	514 件



4. 座談会「知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援」

日時 2014(平成26)年5月2日
場所 東京弁護士会来賓室

司会者 屋宮 昇太 (会員 55期)
発言者 関哉 直人 (第二東京弁護士会会員 54期)
浦崎 寛泰 (会員 58期)
宮田 桂子 (第一東京弁護士会会員 40期)
松友 了 (社会福祉士)

*敬称略

I 制度の沿革

屋宮：今年の4月から東京の三弁護士会で専門弁護士制度が立ち上がりました(2頁参照)。その背景として障害者の刑事問題が世の中で大きく叫ばれるようになって、大阪でも専門弁護士制度が始まり、南高愛隣会(32頁参照)をはじめ福祉と司法の連携というものがここ数年クローズアップされるようになってきました。この経過についてご紹介いただけますか。

松友：きっかけとなったのは、山本謙司さんの『獄窓記』です。秘書給与問題で刑務所に入ったときに見聞したことを手記として出されたものでした。そこで障害のある方と高齢者が刑務所の中にとってもたくさんいるということが明らかになって、特に福祉関係者に衝撃を与えたというのがスタートだったと思います。

それを受けて、長崎の(福)南高愛隣会の田島良昭さん(当時、宮城県の社会福祉協議会の副会長)が勉強会をやって、それから厚生労働科学研究でいろいろな実態を明らかにしていくことになりました(<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/index.html>)。その後、「地域生活定着支援センター」が政策提起されたことが大きな動きとなりました。

次に社会復帰については、司法分野では再犯防止という形でクローズアップされてきているわけですが、それを実現するためには、要支援の人たちに対する対応が不可欠となります。それをやるのは福祉です。福祉との連携が不可欠になりました。最後に、刑務所を出た後の社会復帰を支援する

「出口支援」をしていると、もともと福祉的な課題を持っていった人について、被疑者・被告人の段階からの福祉のかわりが必要だろうということになり、「入口支援」というのが出てきました。

「出口支援」という4つぐらゐの動きがベースになったと理解しております。

屋宮：この刑事問題で問題になっている障害者というのは、どういう障害を持った方のことをイメージしていると考えたらよろしいでしょうか。

関哉：全国の弁護士会で一番初めに取り組んだ大阪弁護士会では、知的障害と発達障害での特別な弁護活動が必要ではないかという問題提起がされて、そこから制度が始まったと認識しています。

その背景としては、コミュニケーションがなかなか困難で本当は言いたいことがあるけど伝わりにくいとか、なかなか周りが理解されにくい部分があるとか、そういったコミュニケーション上の配慮が必要な方であるという点があります。もう1つ、この障害者刑事弁護で想定されている対象者は、刑を受けて社会に出たときに、自分1人の力だけでは生活の立て直しが難しく、福祉的な支援があった初めて再犯防止になるということがあります。そういった方には従来の刑事弁護の枠を越えて活動していかねばいけないだろうと。そういった方について、社会の障害を取り除いていくということも含めてイメージしていると思います。

屋宮：これまで日本では特に意識されてこなかったのですが、外国でこういう問題に関して意識が広がって取り組まれているケースというのはあるのでしょうか。

松友：日本の中で意識されなかったというわけではなく、特に関心的な「知的障害者」という問題は、犯罪精神医学の方々が別の形でアプローチするとともに、再審で無罪になった死刑冤罪事件として有名な島田事件は1954(昭和29)年に起こりましたが、これはまさに知的障害の青年のケースなんです。

ですから、あの頃から関係者の中においては問題意識はあったと思うんです。ただ、具体的な動きがなかったということだと思います。

そういう中で、山口県立大学准教授の水藤昌彦さんがオーストラリアのビクトリア州でソーシャルワーカーとして現場で7年間働かれて出されたリポート(「オーストラリアビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇」全国社会福祉協議会、月刊福祉92(6)(7)(8))は、非常に衝撃的で、かつ具体的でした。我々もそれを参考にしながらアピールしてきました。

あとは毎日新聞の野沢和弘さんが、副島洋明弁護士と米国のイリノイ州の方へ見学に行かれて、警察段階からのアプローチを詳しく取材され、それを日本で紹介されて関係者の間で動きが始まりました。私が知る限りでは、この2つの情報が大きな参考になりました。

あとは中央大学の藤本哲也名誉教授が、厚労科学研究等の中でいくつかの国の情報を報告されていますので、厚生労働省レベルのかわりか提起されたということが言えると思います。

屋宮：今、オーストラリアのビクトリア州の例が挙げられました。浦崎さんはこの前行かれたのですよね。

浦崎：ビクトリア州では、判決前調査といって、量刑判決の前に福祉的な調査をする仕組みが、日本のように任意にあるのではなく、制度として整備され



【獄窓記】
山本謙司 著・新潮文庫

ています。最近では、「アークリスト」といって、被告人に障害があるケースでは、公判を停止して福祉ニーズ等を調査し、日本の少年事件でいう試験観察のように試行して、結果が良好であれば起訴を取り消すといった、そういう試みも始められています。

アークリストを担当する裁判官にお話を聞いてみたのですが、そういう制度ができたことで、裁判官も、障害のある方のサービスのついて、かなり勉強したり、あるいは実際のケースを通じて理解が深まったりしているということでした。制度はだいぶ進みますけれども、1つの学ぶべきところかなと思います。

屋宮：アメリカでは、ソーシャルワークと弁護活動の連携についての意識が高まっているようです。特にこの障害者の刑事問題に関して障害ゆえに同じ犯罪を繰り返す可能性があるという場合に、日本では刑が重くなるんだという話をすると、アメリカの弁護士としては驚きで、そういう障害があるから社会で支援をして、刑罰としては最小限にとどめようとしているとの反応が返ってくることもあるそうです。日本にとどまらず、司法と福祉の連携の動きは、徐々に広がってきているのかなという感想を持っているところなんです。

それで、日本の動きに戻りますけれども、先ほどから出ておきます南高愛隣会の取組みに関しては、浦崎さんが南高愛隣会に派遣されてかわつていらっしゃるのですね、ご紹介いただけますか。

浦崎：私は、南高愛隣会には平成25年1月から3月まで、法テラスのスタッフ弁護士として派遣研修という形で3ヶ月ほど滞在させていただいて、中から見させていただきました。愛隣会は、長崎の雲仙市が本場で、長崎県を中心に多数のグループホームを持っている、主として知的障害の方を支援している社会福祉法人です。先ほど松友先生からもお話が

知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援

あったように、「獄窓記」から始まり、その後、厚労省の研究事業があり、地域生活定着支援センターへという流れの中で、当時の田島理事長のリーダーシップで、愛隣会が中心になって、まずは出口支援ということで取り組んで、その後、入口支援ということの中で、私がいた当時は、入口支援ということ、被疑者、被告人となった障害のある方にどのような支援ができるのかという、まさにそのモデル事業をしている最中でした。それは現在も続いているのですが、いろいろ試行錯誤がされています。私がいいたときは障害者審査委員会という合議制の専門家のチームをつくって、弁護人から依頼があったケースについて地域生活定着支援センターのスタッフの方が事務局になって、合議制でチームを組んで、福祉の専門的知見を裁判にどう取り入れるかという非常に先駆的な試みがされていました。

私も、その中で、弁護人の経験を踏まえて、個々の審査会を傍聴させていただいたり、センターの方とケース検討をさせていただいたりしました。先駆的な試みということで、弁護人の考え方も、支援をしようという福祉側の視点が微妙にぶつかっていました。あるいは、あるいは文化がぶつかり合う場面なので、やむを得ないことだと思います。そういった場面を見させていただいて、これを全国的にどう普及させていくか、あるいは制度化していくかが重要と思われました。

屋宮：今、出口支援、入口支援という話がありました。その言葉の意味を簡単に説明していただきたいのですか。

浦崎：もともと山本護司さんの「獄窓記」が出たところからの問題意識は、どうも刑務所の中に障害のある

方がかなりおられ、そういう方たちがなぜまた刑務所に戻ってきてしまうかというところ、刑務所を出るときに、きちんと福祉的なサービスにつながっていないというところでした。身寄りもなく、釈放されても行き場もない人たちをどう支えるか。刑務所を出たところできちんと福祉につながるというのが当初のモデル的な試みとしてなされていたので、それが「出口支援」といわれるようになりました。

屋宮：その出口支援を実現した1つの形が地域生活定着支援センターという理解でよろしいですか。

浦崎：そうですね。

屋宮：このような動きとは別に、司法と福祉の連携という流れは非常に強くなっていて、東京地検（8頁参照）をはじめ、各地で社会復帰支援室またはそれに類するような組織が検察庁側にてできているようですけれども、これはどういう組織なのでしょう。

松友：検察庁の中に社会復帰支援室ができた背景は、刑事政策の歴史的な到達点だろうと私は見えています。言い換えると、ある人が思い付きでつくったのではなく、ある種の必然だったと言えます。そのため今後、全国に広がる可能性があると思います。

平成24年の閣僚会議で、10年以内に再犯率を20%抑制するという数値目標が出されて、これが矯正局等も含めて、法務省の中でかなり衝撃的な問題提起になったようです。これを契機に、地検で対応しようということ、社会復帰支援検討委員会が設立されて、社会復帰支援室ができたんですね。言うなれば、組織全体の積み上げがありました。

検察庁の社会復帰支援室は、そのような背景を踏まえて、起訴猶予ないしは起訴されても執行猶予が付くであろうと想定されるような方で、ここで釈放した後、社会的あるいは個人的支援を行わないとまた同じような罪を犯すのではないだろうかと心配

される方を、その支援につないでいくことを目的として設置されました。

だから、具体的にやっていることは、検事、副検事から相談されたケースに対して、アセスメントをして、具体的な支援方法を助言し、中にはつなぐ先との間でやりとりや調整をしていくという業務になります。

屋宮：つなぐ先というのは、例えばどういうところですか。

松友：相談対象者の半分ぐらいの方は、障害とか高齢という問題がなく、いわゆるホームレスの方なんです。障害のある方や高齢の方でも、多くの方は住居がないので、広い意味でのホームレスなんです。ホームレスの方は、ホームレス支援として生活支援や就労支援という形になります。窓口はどここの福祉事務所でも受けます。ところが、障害とか高齢の場合の福祉は、支援の主体者というのが市区町村になります。ということは、市区町村に住民票がないと、そのサービスを利用できないんです。それで、ホームレスの方はまずは住所を確定するということをやらせないといけません。更生緊急保護を活用しますが、それに加えて福祉事務所に行って、ホームレス自立支援事業や生活保護の関連施設等に入って、そこを住所とすることになります。その後、障害福祉や高齢者サービスにつなぐという2段階のまどろっこしい形にならざるを得ません。本来は、障害福祉とか高齢者福祉につなぎたいのですが、我々の段階では福祉事務所とやりとりして、そこにつなぐことが非常に多いですね。

その後については、本人の承諾を得て福祉事務所等に情報提供したり、向こうのスタッフに次の支援に広げてくださるように要請するという形になります。

屋宮：検察事務官は、具体的にどういう活動をするの

知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援

でしょうか。

松友：大きな役割は、同行支援です。つなぐ先に行っていていただく、という取り組みです。

国選弁護人がいらつしやる場合には弁護人にもお願ひしていますが、とにかく原則的に同行することになりました。もちろん、本人が主体的に福祉サービス利用の意志を持たなくてはいけません。やはり側にスタッフが付いていくことは非常に心強いし、時にはその機関とのやりとりの中で適切な助言をすることもありますので、利用の決定に効果的だと思っています。

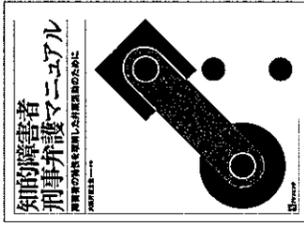
屋宮：松友さんとしては、検察官のこの取り組みに対する姿勢をどのように感じていますか。

松友：検事さんたちと会ってみて、裁判官や弁護士との間で、いい意味で司法の専門家同士の連携があるというのには驚きでした。また、特に私たちのところに来るのは微罪で背景がある方ばかりです。罪を罰するというだけではなくて、障害等の背景に對する理解というか、「何とかしなければいかんぞ」という意識が予想以上に強いことに感動しました。

屋宮：これまで弁護士会以外の活動の広がりをお聞きしたわけですが、弁護士会の取り組みの経過をお話しいただけますか。

宮田：2006（平成18）年に大阪弁護士会が『知的障害者刑事弁護マニュアル』を出版しました。今も本場に役立つ本ですが、障害者が虚偽供述をすることで冤罪が生じる危険を説明すると同時に、情状弁護としての福祉との連携という視点も打ち出しています。時を同じくして弁護士会の方でも同様の問題意識を持っていったといえるかと思えます。

ただ、私たち弁護士は、障害者の刑事事件の問題は、不当な捜査を防ぐにどうしたらいいのか、あるいは適正な裁判がどうすればできるかという視



『知的障害者刑事弁護マニュアル』
大阪弁護士会 編・Sプランニング

点から動いてきていました。弁護士会の動きで、福祉との連携という視点が強く出てきたのは厚労省研究の後のこの数年であることは間違いありません。

日弁連は、昨年、高齢者・障害者委員会と刑事弁護センターが協働して、障害者の刑事問題に関する協議会を立ち上げています。それに先立って、東京三会では、一昨年、東京がいち早く地域生活定着支援センターとの協議の委員会を作られ、昨年度からは東京三会のそれぞれに障害者の刑事問題の協議会ができ、三会でも協議会が立ち上がりました。

大阪弁護士会では、障害者・高齢者委員会が中心になって、障害者弁護の専門の名簿を作り、研修をし、名簿登録者のために情報提供するメーリングリストを作る等の活動をし、実績も上げておられます。また、同会は、大阪の社会福祉士会と協議をして、福祉の視点を取り入れた更生支援計画書を作成いただく活動を始めています。横浜弁護士会では、昨年10月から知的障害者についての専門名簿を作り、活動を始めていますが、まだ配点件数は比較的小さいと聞いております。

厚労省研究の「調査支援委員会」を試行している島根や和歌山ではそこを協力して何ができるのか、あるいはどんな問題があるかを検討しておられますし、仙台弁護士会は、弁護士と社会福祉士が「チーム仙台」をつくって、個々の障害者の弁護人をサポートをする組織もつくったと聞いています。

松友：今おっしゃった島根などは、浦崎さんがおっしゃっていた例の新長崎モデルの事業の発展の一環でやっているところです。

屋宮：そうですね。

松友：南愛隣会の新長崎モデルの動きが先駆的にいろいろな影響を与えたというのは、そこでも見えますよね。

宮田：東京地検で社会復帰支援室ができましたが、仙台地検では刑事政策推進室として、社会福祉士が被害者の支援も一手にやる形になっていますね。

松友：そうですね。被害者支援と加害者支援を同じところでやるという、これは非常に面白い、素晴らしいやり方だと思います。

関哉：名簿に基づく派遣制度は、今年度から千葉県弁護士会でも始まったんですね。

宮田：あと、福祉、という視点だと、埼玉で、ホームレス支援をやっていますね。

屋宮：そうですね、NPO法人ほっとポットなどですね。
宮田：ほっとポットと組んで、貧困者、居住先あるいは就労先がない方の支援をしておられます。

松友：埼玉は、以前からホームレス支援等は行政レベルも非常に熱心です。ですから、弁護士会も社会福祉士も熱心ですね。

屋宮：本当にここ数年で一気に司法と福祉が連携していかねばならないのではないかとという問題意識が弁護士会でも広がってきているということですね。今回、東京三弁護士会でも専門弁護士派遣制度の実施を始めたわけですから、これはどういう制度になりますでしょうか。

宮田：弁護士会側は、「SH名簿」という形で、障害者の専門名簿を準備しました。これは東京三弁護士会で企画した研修会を受けていただいた弁護士を登載した名簿です。障害者刑事弁護マニュアル（4頁参照）を作成・配布し、研修を行う。毎年この研修内容を更新していきます。

そして、裁判所は、勾留質問のときに、裁判所が証拠上はつきりと障害者だと分かる以下の3つのケース、障害者手帳あるいは支援の受給証を持っている方、身上調査中に特別支援学校や特別支援学級に通った旨の記載のある方、そして精神科の診断



屋宮 昇太 会員

書を持っておられる方については、SHという記号を付して法テラスに事件を回します。

法テラスでは、SHの案件を通常の名簿に従って機械的に配分するのではなく、弁護士会に、東弁、一弁、二弁を2対1対1の割合で、一種の特別案件として配点を依頼します。

こういうしくみの制度が始まったわけですね。

今年4月から始めて5月2日現在で4件ありましたが、各弁護士会で把握したところでは、精神障害の案件が多く、我々がとくに問題意識を持っていた知的・発達障害の案件は未だありません（※なお、6月の段階で、知的障害者の案件が配点されている）。今後の課題として、マニュアルの精神障害に関する部分を厚くしていく必要があると思いますし、社会福祉士だけではなく、精神障害の場合には医療との連携、精神保健の専門家である精神保健福祉士の連携などが必要になってくるでしょう。

もう1つの課題は、現在、裁判所からは、SH名簿の対象者という情報しかいただけないのです。裁判所は、障害は重大な個人情報であり、配点連絡票に書いて送ることに抵抗感をお持ちなのだと思います。しかし、最初から障害の種類がわかれば、例えば、この被疑者は精神障害があるので医療観察法名簿にも載っている精神障害に強い弁護士に配点する、といった個別の対応ができるので、もう少し情報をいただきたいところです。

屋宮：専門弁護士派遣制度は始まったわけですが、これも、実際に診断書とか障害者手帳を持っている方は基本的に精神障害の方が非常に多いので、結局、知的障害、発達障害の方々をどういうふうに関連な弁護を受けられるように体制を組むかということについては、さらに突っ込んだ取り組みをこれからしていかねばいけないんじゃないかなと思います。

II 捜査段階で考慮すべきこと

屋宮：そういう意味で、捜査段階において最初に弁護活動を始めた段階で、障害に気付くためには、どういう点に注意をすればよろしいでしょうか。

松友：障害者手帳や記録など明らかかなエビデンスがある場合には問題ないのですが、それ以外の場合にこの人には障害があるのではないかとある種の当たりを付ける要素は、大きく2つほどあると思います。その前提として、ここでいう障害は、WHOなどといったところのフィジカル&メンタルといったときの広い意味でのメンタルな方の障害、日本では精神障害、知的障害、発達障害を考慮しています。

1つは、コミュニケーションです。やりとりする中で、コミュニケーション的に違和感が出てくると思うんです。会話が成立しない場合もあれば、あることに非常に固執してしまうとか、通常の会話が成り立たないということが、一番大きいかなという感じがします。これは、取調べとか弁護で会話をしていくときにまず感じることもだと思います。だから専門的なことということよりも、ある種の日常的な我々の常識から見えてわかるかなと思います。

2つ目は、ヒストリーです。その人のヒストリーを見たときに、これは何でだろうということがありまします。例えば、仕事を転々としているとか、「履歴に空白がある」という言い方をよくするのですが、職に就いていない時期があるとか、学歴に中途が絡むとかです。そういう経歴の中で「おや？」と思えるような部分があって、先ほどのコミュニケーションと重ねていくと、これはメンタルな問題が疑われると思います。

確実にするには、医学あるいは心理テスト等が必要になってくるのですが、ある程度の当たりを付け

ると、だいたいそれは外れてないかと思えますので、この2つのポイントがその方を見るときに注意することかと思えます。

屋宮：例えば、当番弁護で接見に行ったときに、障害者認定は受けていないけど、その場で接見しているうちに障害がありそうだと分かって障害認定につながったみたい経験がある方はいますか。

宮田：寶鏡泥棒や万引を繰り返している事案で、話している、ものすごく子供っぽい、言葉が全然ない等の問題があり、これは知的に問題があるけど責任能力を争って長引かしてもどうかと思ってる事案があったことが昔ありましたが、今なら争うだろうと思います。障害認定にはいかなかったのですが、軽微な窃盗を繰り返している被告人について、刑務所に照会を掛けたら、中度の知的障害域の知能との回答を頂いたことはあります。

そもそも、面会が短くて障害が見過ざれることも多いのではないかと。「常習累犯窃盗なんだね。絶対、刑務所に行くんだよ。示談する金もないでしょう。家族とか連絡取れる？ 取れない。そう」。機械的に接見して、被疑者・被告人のキャラクターとか経歴に接するまで掘り下げられなかったら、たぶん障害に気付かないです。

屋宮：浦崎さんは、いかがですか。
浦崎：公判段階で精神鑑定をやって初めてIQが50台とかなり低いことがわかったケースがありました。でも振り返って見たときに、捜査段階でそういう意識をしていたかというところ、ちゃんと気付いていなかったですね。確かに何か子供っぽいところはあるかもしれないけれども、聞けば答えてくれるし、それっぽい動機も語ってくれるので、知的障害は意識していませんでした。

そういう意味で見ると、今まで自分たちが会って



浦崎 寛泰 会員

きた人も意外に見落としていたんじゃないかと思いた。実際そのケースも前科が17件ぐらいあったのに、それまでにまったく福祉につなげていなかったことが、少なくとも17回以上は見逃されていたことが分かりました。

宮田：少年事件では、鑑別結果や調査官調査を見て「この子の知能はこんなに低いんだ」「発達障害だったんだ」みたいな経験をすることは結構あります。その経験が応用できる面はあります。

あと虚偽供述の案件で、客観的な事実と全然違う、迎合的な自白をした案件で、簡易鑑定を開示させたら知的に境界域だった経験もあります。下級審では、知能の問題はないから責任能力はあるね、という形で終わっていたのですが、境界域でも虚偽供述をしてしまうんですね。

松友：軽度の知的障害と発達障害や軽度の精神障害は、区別を付けるのが難しいということがあります。しかし、逆に言えば、何も区別することはしない、その人の社会的な生きざらさにきちんとか対応すべきことが重要です。

ここにはまだ出てきていませんが、高次脳機能障害という障害があります。大人になってから起こってくる障害ですが、これも認知機能の障害なんです。話したり生活する上ではほとんど問題ないのですが、例えばある種の抽象概念とか社会的ルールとか契約になると分からなくなっていくと思います。正式な判断には、神経心理学的テストが必要となります。

だから、「おや？」と思うぐらいが我々のせいじゃないところで、本当にきちんとか判断するには、専門家にみてもらう必要があります。実は少年鑑別所がそういう機能を持っているところもあるようです。裁判においても、あるいは将来のその人の社会復帰に際しても極めて意味のあることだと思うので、専門

家にそういう分野をかまさせていくのは必要かなと思います。

屋宮：今、発達障害という名前が出てきましたけれども、発達障害はどのような障害かご紹介いただけますか。
松友：これは日本では独特な表現と定義になっています。発達障害支援法という法律ができたときに、そこで示され、規定されたのです。

もともと広汎性発達障害という障害名があったのです。あるいは軽度発達障害という名称を使う人もいました。発達期に起こる認知機能障害のことなんです。国際的にかつ医学的に「発達障害」というと、知的障害、脳性まひ等の運動障害、てんかん、それから日本ではいわゆるゆるゆる発達障害の4つが入ります。しかし、日本における発達障害は、発達期に発症するいわゆる認知機能障害なんです。

一番有名なのは自閉症です。日本ではアスペルガー一症候群がよく犯罪との関係でいわれますが、これは今度のアメリカの学会の分類では自閉症スペクトラムという概念の中に入れ込んでいて、もうアスペルガー一症候群そのものがなくなってくるんですね。そういうふう非常に専門家の間でもいろいろな議論が続くところで、分りにくいところですが、少なくとも特徴として一番言われるのは、コミュニケーション的に空気の読めないというか、状況認識の中で不思議な発言、行動をするということなんです。他に、学習障害(LD)と注意欠陥/多動性障害(AD/HD)が入ります。

知的レベルとしては、知的障害を合併する人もいますけれども、もともとの発達障害は知的障害とは違います。ですから高度に優秀な知的能力のある方もいらっしゃると思います。全体に言えるのは、状況との関係のコミュニケーション等においてどうしてもずれが起こってくる、あるいはあることにこだわってしま

うということを特徴としているような障害ですね。
屋宮：その障害と犯罪をしてしまうこととの関係はあるのでしょうか。

松友：障害というのは、インペアメント（機能/形態不全）といいますが、機能的あるいは形態的な不全を医学的背景としますが、その不全が犯罪という社会的行動にどうつながるかというのはいろいろな議論があります。

かつては、特に犯罪精神医学者などは、これを直線的にとらえらる人が多かったのです。しかし、日本も批准した国連の権利条約における障害のとらえ方では、「インペアメントを持っていて人間が社会の中でどういう関係性を持つか」、いわゆるソーシヤルモデルでとらえ方になっています。

その考え方から見ると、犯罪というのはまさに環境との関係性の中で起こってくる現象ですから、どのような環境の中にいるか、支援があるかないか、バリアーがあるかないかということによって、その結果としての犯罪行為が起こるかどうかということになるのです。

ですから我々は、いわゆるインペアメントとしての医学的な不全ではなくて、その人がどのような状況の中にいるかということを重ねるべきだと思います。だから逆に言うと、その部分をきちんと論じて対応していかないと、それがうまくいかなかった人においては、結果として犯罪につながりやすくなります。

屋宮：そういう障害の状態をしっかり把握して、社会の環境との関係性に問題があるということであれば、その関係性を改善していく弁護活動、福祉的支援を行っていかねばならないということですよ。
松友：そうですね。

屋宮：そういう障害というもの、私たちは法律の勉強をしてきて、なかなかすぐには分らないと思う

のですが、関哉さんはどうやって障害の概念を勉強してききましたか。

関哉：最初は、分からない障害の事件が来たときは、やっぱり読み物を読みますね。例えばLD（学習障害）の事件が来たときに、どう犯罪と関係あるんだということ、まずLDの勉強をしましたよね。何冊も読んでも何も答えに結び付くものが出てこないんですけれども、でも何か本人理解につながるという部分はあると思うので。

あとはやっぱり、ある程度の経験を積むというのは、この気付きという点では絶対的に必要になってくるのかなという気はします。

屋宮：浦崎さんはどうですか。

浦崎：関哉さんのおっしゃるとおりなんじゃないですかね。いくら本で何か抽象的に障害の勉強を、例えば社会福祉の勉強をしたとしても、結局、依頼者ごとに勉強をするしかないです。例えば、統合失調症の人だといわれれば統合失調症の破瓜型とか何とかというのを「あ、この依頼者はこういう人なんだ」と勉強したり、知的障害といわれて「ああ、そうなんだ」と思っ勉強したり、あと臨床心理士さんの鑑定でこの人は自閉症スペクトラムがどうのこうのといわれて「ああ、そういうものか」と勉強したりします。それと目の前の依頼者の人間像と照らし合わせてわかるようになるということしかないのかなと思います。よね。

屋宮：なるほど。分かりました。それで、これは障害がありそうだと気付いたときに、接見で注意すべき点ははどういったことがありますか。

宮田：まず時間をかけて話を聞くことが大事だと思います。接見して違和感がある、この人は障害があるかもしれないと思ったら、接見時間を長めに取ると心をかけると思います。態度としては「受

容的」という言い方がされますけど、少なくともゆっくりしゃべる、簡単な言葉を使う、短い文章で聞いていくとよいと思います。表現も、小さな子供に對してこれをどうやって説明したらいいだろうかと考えてみる。また、仮定的な聞き方をすると答えが出てこなかったり、誘導的な聞き方をするととんでもない方向に誤導してしまったりすることもあります。で、質問はできるだけオープンな質問を使う必要があります。

オープンな質問でも、例えば、弁護人が「何でそんなことしたの？」と言ったら、被疑者が怒られていると思っそこで話が止まってしまうことや、なぜという問いに對応する答えである抽象的なことが説明できずに止まってしまうことも起こります。難しいですが、その人に應じた言葉で聞いていくことが必要なんだろうと思います。

障害がある人は、論理的に組み立てて話すのが苦手なこと多いから、例えば「その時どんなふうだったか絵を描いてみてくれる？」といって、図の中に立ち位置を描かせてみる、どんな状況だったか絵で説明してもらおう、あるいは動作をさせてそれをこちらで言葉に落としていく、といった言葉以外の方法を使うことは大事なのかなと思います。

あと、健常者の事件なら、被疑者に、被疑者ノートをつけてもらい、弁護人は接見の際、詳細にメモを取り、そのメモには確定日付を取っておけばいいのですが、知的障害とか発達障害の人のやりとりは、これでは足りないことがあるのかなと思います。

例えば、質問への答えがこんなに抽象度が低いとか、ちょっと誘導したらとんでもない方向のことまで認めてしまうとか、弁護人がやりとりの中でしまったと思うようなことは、メモに取りきれない。録音とか録画で保全できるのなら、そうすべき場合も多い



第二東京弁護士会
関哉 直人 氏

と思うんですね。

屋宮：障害があると気付いた場合に、捜査機関に対して、どういう申入れを行った方がいっしょでしょうか。
関哉：1つは、やはり本人の特性に応じたコミュニケーションを取れるように配慮してほしい、コミュニケーション上の配慮してほしいという申入れだと思っうんですね。それは、さっき宮田さんがおっしゃったように、本人の話をじっくり聞くということと目的は同じだと思います。マニュアルに詳しく書いてありますが、例えば知的障害一般の申入れ事項の中に、聞いたことに対して「はい」と答えるとか、矛盾する問いに對しても「はい」と答える、しかも本人は矛盾しているという認識がないという特徴があります。その1つだけでも捜査機関に申し入れたことで、捜査機関はどういうふうに聞かなければいけないかなと考えると思うんですね。考えた結果、おそらく本人の話をできるだけ聞こうという姿勢が生まれると思うので、そういったことを1つの目的として申入れは行っべきだと思います。

マニュアルには書いてありますが、ご本人の様子から障害一般に通じた特徴を伝えて、そこへの配慮を促すということと、もう1つは、その本人の特性に應じた配慮事項をできるだけ関係者から聞いて、あるいは自分なりにつかんで、それを申し入れていくという二面的な申入れが必要だと思います。

もう1点は、申入れの目的は、制度の適用を促すことだと思っんですね。知的障害でコミュニケーション上の問題がある方とか精神障害のある方というのは、取調べの全過程の録画・録音がされるという扱っいになっていきます。それを制度として検事や捜査機関が知っていたとしても、本件にそれが適用されなければいけないことを伝えて、後々、どんな質問がされて、それに対してどう答えたかというのを検証

できるように可視化の申入れをする必要があります。併せて心理福祉関係者の立合いという制度がありますが、これもこの被疑者にとっては必要な制度なんだということ、適用を促していく。実際に立ち合っている専門家の方に聞いたら、検事にレクチャーすると、検事はその趣旨をちゃんと理解してくれて、今まで聞いていた聞き方を変更して、本人の話を聞くように質問を変えて聞いているということだと思います。そういった有効な手段を使えるように促していくのが申入れかと思っます。

屋宮：弁護人が検察官に対して起訴、不起訴についての意見を申し入れる際に、特に障害があるということに注意する点はありますか。

浦崎：例えば示談して起訴猶予を求めるというのは、たぶん障害がある方がなかなかが関係ないと思うのですけど、障害の場合だと、先ほど松友先生がおっしゃったような、単に生物学的な問題にとどまらず、社会関係性の問題がその事件の背景にあるというのが浮かび上がってきたときに、それをどうケアするかという視点で検事を説得する必要があります。

特に障害のある方で犯罪を繰り返しているようなパターンですね。起訴されれば実刑になってしまうが、何とか起訴猶予にしてみたい。でも繰り返しているから、検察庁としては、従来の判断でいっば起訴は確実。そういう事件では、今までは違っんだということを環境的なケアを含めて提案しないと、不起訴にしてくれという説得力は欠けてしまうのかなと思っます。それを最大20日間ややるというのはとても難しいのですけれども、単純に本人の反省とか家族の監督というだけでは、特に障害の場合、環境との関係でいっば難しいのかなと思っます。

例えば、自閉症と統合失調症の方で、それまで全く福祉のサービスにつながっっていないので、そこ



社会福祉士
松友 了 氏

をどうにかしてサービスにつなげようとしたケースがありました。ただ親も本人もそういうものにどちらかというと拒否的な中で、当該区にはどういうサービスがあつたということをお母さんや本人ともディスカッションしました。そのときにも知り合いの精神保健福祉士の方の知恵もいただいて、いろいろ使えそうなサービスのリストをもらったりしてやりました。そういう調整を、最大20日間という限られた時間の中でも何とか工夫してやらざるを得ないのかなと思います。大変ですけど、そうしないとやっぱり障害のある方の捜査弁護は、うまくいかないと思いますね。

屋宮：福祉の側から見ると、例えば捜査段階の10日とか20日でアセスメントして何か対応することは可能なのでしょうか。

松友：地検での現実では、10日ごろの話ではありません。数十分間にアセスメントして、何らかの方向性を出さないといい場合があります。時間があるにこしたことはないんですが、時間がない中でも、トリアージみたいのことをやらざるを得ないときもあるわけです。ある種、野戦病院みたいなもので、その与えられた中でやるしかないという感じはします。

だから与えられた中で、いかにデータを集めていくとか、あるいは想定を出すかということが必要となります。そういう意味では、我々ソーシャルワーカーは日ごろから仲間とか関係者のネットワークを持っていて、その力をいかに早く導入するかということになると思います。時間との関係はしようがないと思いますね。

屋宮：10日とか20日の間でできる限りのことをやるといふような取組みを今後は福祉士会の方でもやっていただけるということでもよろしいですか。

松友：そうですね。それにかかわれるだけの社会福祉士の養成というか、名簿登録システム等をつくっていききたいと思います。それができれば、彼の場合にはこういう受け皿が想定されて、その受入れの承諾も得ているというエビデンスとして出せますから。それには、単純な制度論だけではなく、具体的に願がちなことが必要です。我々としては、社会福祉士はその力がなくてはいけないと思っております。そういう養成とか登録を今考えているところなんです。

屋宮：精神障害があつた場合に起訴されなかつたという場合、その後の手続はどのような流れになつていくんですか。

宮田：他者の生命身体に関わるような重大事件、例えば、放火、強姦、強制わいせつ、殺人、強盗のほか、傷害について、医療観察法の審判に掛けられる可能性はあります。

本来、命にかかわるような重い事件を起こした障害者が何の治療も受けられないのでは困るということとでできた制度ですが、実際のところ、重い事件では、責任能力に問題がある事件であっても起訴されてしまいますので、その件数は多くありません。入院命令が出た例は、平成24年は全国で257件です。むしろ怖いのが、非常に軽微な傷害だけでも妄想に基づいてやっているのではないかと、医療観察法の方に流れてしまう危険もあります。何の治療も受けていなくて、家庭に恵まれていない、あるいは親が高齢で援助が期待できない場合は、軽微な傷害事件を起こして、刑事事件なら罰金か数カ月の懲役相当の人が、治療の1クールが1年8カ月の医療観察に回されてしまつてしまつてしまいます。257件のうち傷害事件が80件と3分の1近くあります。

先ほど浦崎さんのおっしゃつたような、医療や福祉になぐ作業をきつちりやっておかないと、医療

観察法の入院で1年半入られれてしまうことになりかねないところが非常に怖いところで、生命、身体にかかわる事件の場合は、我々はその辺を意識しながら弁護しないと危ないと思います。

浦崎：私の先ほどの事案も、結局、医療観察になつてしまいました。わざわざ全治5日の傷害で、前科前歴もない事案でした。換事に、「こういうのも医療観察にするんですか」と聞いたんですけど、「条文上そうなっていますので」と言われました。いや、裁量だろうと思つているんですけどね。

屋宮：そういう意味では、不起訴を主張するとともに、医療観察の必要性みたいなものを言つていかなければいけないということなんですかね。

浦崎：意見書と更生支援計画書に、医療観察法に流す必要がない、これだけ地域でやるからということを書いて提出したんですけど、ちよつとした事件でも入院の必要ありとなつてしまつた。

宮田：最初の審判できつちりやらないと、抗告審や再抗告審では引つ繰り返すのが難しい。医者が鑑定するときはこちらの側の意見を目に触れる形にするとか、カンファレンスのときにこちらの意見をきつちり言うよう工夫しないといけない感じがします。

III 公判段階で注意すべきこと

屋宮：起訴されてしまった場合に、公判でまず重要なことは、検察官請求証拠を含めた捜査記録の検討だと思つてくれれば、これについて注意しなればいけない点は、どういった点になりますか。

関哉：まず本人の言葉がちゃんと反映されているかということだと思つてね。特に質問等の関係で答えが決まりやすいということに障害特性が表れや

すという部分があるので、どんな質問に対してその答えが出てきて、その調書ができていくかということとか、あるいは言葉が本人の言葉として書かれていくかということなどは常に見なければいけないかなと思います。

接見で話している彼の言葉ではこんな言葉は出てこないぞと思つたときは、調書に何か隠されているものがあると思います。多くの障害者の冤罪事件は、調書で本人が語れるはずがないところから疑問符が打たれて、ふたを開けてみたらという事案が多いと思つて、その点の注意が必要かなと思つた。問答形式で調書が作られていても、実際にその問答をもう1回接見時に繰り返したら、同じように答えられなかったということもあるんで、本人の言葉で書かれているかを慎重に確認する必要があります。

特に知的障害、発達障害の方は、コミュニケーションの特徴として誘導に非常に引っ掛かりやすいという点があるので、障害のない方の事件に比べて、より調書に重きを置かず、客観証拠だけで心証がとれるかということとはよく言われるところです。

もう1つは、乙号証が非常に少ないとか、調書が短い事案は結構多いのですが、実際は本人と話してみるとしゃべりたいことがいっぱいあつて、事件に関しても本当はもっと言いたいことがあるんですけど、何か言うタイミングがないとか我慢しているといったところで調書に反映されていないという事件も多いかなと思います。そういう意味で、もっと本人から話を聞いたら、こんな調書ではなくて、隙間があつてそこに埋められるものがたくさんあるのではないかなという見方は必要なのかなと思います。

屋宮：責任能力は分かりやすいのですので、訴訟能力については、どういう事案で検討すべきだとか考えですか。

浦崎：私自身は訴訟能力を争った経験というのではないのですが、三会のマニキュアルに詳しく解説されています。過去の裁判例では、ろう者の方が多いみたいです。重い聴覚障害をお持ちの方で、諸般の事情があって言語教育とか手話の教育を身に付けていらっしゃる方というのは、その方が教育を受けってきた範囲で、弁護人とか黙秘権とかいうものを、きちんと手話通訳を使っても伝えられないし、筆談でも無理だということがあります。私が弁護人で、向こうに座っているのが検察官で、真ん中にいるのが裁判官ということとすちちんと理解されない方が刑事裁判という形で刑罰を科すのが訴訟能力の基本的な考え方です。今回のSH名簿も、知的障害や精神障害だけではなくて、ろうの方が来る可能性だではないとは言えないわけで、そういう方に当たったときに、果たして黙秘権とか弁護人ということがきちんと理解されるのかという視点は、私たちもきちんと勉強しないといけないなと思います。

もちろん、ろうだけではなくて知的障害の中度以上の方で訴訟能力が問題になって否定されたケースもあるということなので、責任能力だけでなく、訴訟能力という視点も、障害のある方の弁護という点では、きちんと学んでいかなければいけないと思いますね。

屋宮：最近ほかにも認知症でも訴訟能力が否定されて、検事が起訴を取り消すという事例も少しずつ報告されるようになってきていますよね。

浦崎：高齢の方の認知症のケースもこれから増えてくるでしょうね。

関哉：かつて訴訟能力を争ったケースで、こちらの前提としては、訴訟能力は訴訟手続きに入る前にその手続きが理解できるかどうか判断するための能力だ

から、先行して判断されなければいけないということと主張しましたが、裁判所は審理と並行して訴訟能力の審理もやるというスタンスで進めることが多いみたいです。実際にその事件もそうでした。ただ、訴訟能力について前提として判断するべきと争うことで、裁判官も検察官も、手続きに配慮しようという意識が生まれるという効果はあるかもしれません。

宮田：知的障害の場合には障害の重さで訴訟能力の問題が出てきますけど、聴覚障害の場合には就学免除で、言葉とまったく接していない方が問題になっています。

松友：ありましたね。岡山事件でしたね。あれなんか典型でしたよね。

宮田：八王子でも。全然言葉が分からない方に、裁判のときに、手話通訳の方が、手話とは違う日常生活の動作をしながら、言葉を教えていった事件があるんですね。

松友：ありましたね。

宮田：ろう重複、とくにろうでかつ知的障害の方の事件だと、今後、訴訟能力の問題を争わなくてはならない事件が増えてくるんだろうなと思います。

屋宮：訴訟能力がないと認められたときの効力はあくまでも訴訟手続きの停止だという制度的な問題が実はあって、訴訟能力を争おうとすると、「訴訟手続きが停止するだけです。その後、延々と拘留所に勾留させておくつもりですか」と言われる場合もありますね。まあ、それが明らかになれば、検察官は起訴を取り消さざるを得ない場合があると思います。

宮田：聴覚障害の裁判例は、ろうあ者更生策と昔についていたろう者の自立支援施設に入所することで、検事が公訴を取り下げています。知的障害者の場合でも、こういうところに入るからもう問題は起こらない、ということなら、もしかすると公訴を取り



第一東京弁護士会
宮田 桂子 氏

下げられるかもしれません。
屋宮：被告人質問にあたって配慮するべき点はどのような点でしょうか。

宮田：まずは十分な打合せですね。この人はどんなしやべりをする人なのか分かっているないと、被告人質問ができません。また、外国人の事件で十分に尋問時間を取ると同じように、普通の人のやり時間がかかる可能性があります。例えば、的外れな言葉が返ってきたり、自分の興味のある話の方に飛び付いて思い切り話がそれていくことがあったりします。そういうやりとりを覚えて止めずに、裁判所に対して、まさに障害があることを法廷で実感していただけないかなと思います。あとは、障害をおくことは必要なのかなと思います。あとは、障害者は集中力がないから、休み時間を30分ぐらいのところに入れてもらうとか。30分は長いですがね。

関哉：裁判官が気を利かせて、休み時間を入れようとしたら、逆に切られてしまうこととかあるんですね。1回20分とか休み時間を入れるじゃないですか。
宮田：そう。裁判所は休むと長いんですね。

関哉：5分ぐらいにしてほしいです（笑）。

宮田：だからといって続けられるとへたばってしまいます。あとは、オープンクエスチョンを使っていくことは大事だと思います。主尋問でオープンな質問を聞いていくときに、言葉で説明できないときには、白地図や実況見分調書の図面に記載がないものを予め準備しておき、それに書き込ませたり、絵を描かせたりして説明させるべき場合もあるでしょうし、質問の意味が分からないときや記憶を喚起するために図面を示すことも場合に必要になってくるので、異議を出されないように検事に、予め示す書面を提示しておくといった打合せをしないといけないかもしれません。

あとは、独特の言葉遣いをして、普通の人はこういう意味では使わないけど、この人はこういう意味で言っているみたいな言葉が出てきたときに、被告人質問の後でそれを誰かにフォローしてもらっても必要がある場合もあると思います。被告人質問の中でも、被告人が特殊な身ぶりとか手ぶりや、すごい怒ったような顔をしているとき、「今のこういう動作はどういう意味かな、こういう意味かな」とか、「今、こんな顔をしたらどうしたの」みたいな感じで説明を加えていく、解説をしながら質問していくことは必要かと思えます。この人はこういう言葉遣いや、こういう身ぶりや手ぶりや表情で表現するのは、事前の打合せのときによく見聞きし、知っておかなければいけない。

あとは反対尋問対策がすごく大変だと思います。
反対尋問は、誘導してもいいわけだから、誘導に乗ってどんどんとんでもない方向にいってしまう危険があります。「この人の障害から考えると、抽象的で複雑な質問なので、これは答えられません」と、刑訴規則199条の13の1項で異議を言うことも必要と思えます。あと、あらかじめ、裁判所、検察官

に対して申入れをしておくといでしょう。被告人は誘導されるととんでもない回答をしてしまう危険があるので、注意してください、長い質問だと意味が分からないことがあります、おうむ返しする可能性があるので誘導障害の方だと、「Aですか、Bですか、それともそのほかですか」というような、誘導して1つしか答えがないような質問ではない形で、おうむ返しを避けるような質問をしてください等の申入れとか。いろいろな工夫がいりそうです。

被告人質問は、障害があるかどうかの心証を裁判所が得るところだから、とても大事なところですよ。

屋宮：情状弁護に関しては、反省をどう扱うかということも問題があるかのようになっていますけれども、どのように考えますか。

関哉：ここが一番難しいところで、いつも悩まされている部分です。どうしてもちらちら被告人席から後ろを向いてしまったり、終始明るく楽しい声でしゃべっているかのよう聞こえたりとか（笑）。敬語は全然使えないとか。いろいろな意味で反省が見えにくい人がいるので、この方の障害特性から反省が見えにくいくらいだと、反省しているんじゃないけれども、こういう言葉しか語れないとか、僕らの言葉でそれを説明してしまったり、あるいは傍聴席でドクターに聞いてもらって、ドクターに、「さっきこういうことを言っていましたけど、本人は反省してないんじゃないでしょうか」と聞いて、「でもこういう言葉から反省していることがうかがわれる」と説明してもらったりという、そういう方向について逃げたくなることもあります。

でも、やっぱり反省というのは、反省することが望ましいのは事実ですし、これを表現として、被害者に対しても、裁判所に対しても、場合によっては社会に対しても伝えることが望ましいのは事実だと思います。何より本人は、多くの事案でご本人は反省したいんだと思うんですよね。ただ、反省という言葉がなかなか伝わらなかったり、反省しているかと聞かれても、どう反省したらいいのかわからない。

「反省していますか」「じゃあ、何に反省していますか」という質問は、障害がなくても答えにくいのに、障害がある方は非常に答えにくい。抽象語である「反省」については、その架け橋としての役割を担えていないという点で僕らの責任もあると思います。反省へのアプローチというものは永遠のテーマで常に追いついていかないといけないと思います。

では、どうやって本人が反省を伝えたいというこ

とを形にしていくなかというところで、例えば、自閉的な傾向があって、被害者の気持ちやその被害者の立場になって感じることでできないうちに、別のアプローチとして、被害者の方がどういう不利益を受けるかというのを一緒に考えたりとか、被告人自身がどういう不利益をこれから受けるのかということと一緒に考える。そういった具体的な不利益、不利益というところを入口にして反省を考えていくのが、1つのアプローチなのではないかという示唆を受けたこともあります。

最近の事案で、なかなか「反省している」「もう二度とやらない」という言葉しか出てこなかったところを、本人の成育歴の中でいじめられた経験が非常に長く続いていたということ、ある弁護人が、「あなたはやっていることはいじめをしていることと同じではないか」という質問をしたら、そこで初めて本人が、「今、自分がやったことは自分が一番嫌っていたものになってしまっている」という話をしたんです。本人の言葉に近づいていって、そこを伝えるという役割をしなければいけないというのが弁護人の1つの役割かなという気がしました。

松友：日本の社会では、反省を形にする方法として土下座が一番有名ですが、最近、「反省させると犯罪者になります」というタイトルの本（岡本茂樹著・新潮新書）が出ました。

屋宮：ありましたね。
松友：反省の形を求めますが、それは結果として本当の反省につながっていない。形だけを求めていって、ますます状況が悪くなるという、非常に示唆に富んだ本でした。さっきの被害者がいてという関係性から見ると、確かに目に見えるものを求めるのは、気持ちは分かります。そのあたりが、その状況についての認識の弱い発達障害などを持っている人にとつ



【反省させると犯罪者になります】
岡本茂樹 著・新潮新書

ては、なかなか伝わりにくいですね。

だから、いかに彼らの持っている心情的なものや行動が違おうんだということを弁護士さんから強調していただかないと、実際なかなか形として出てこないのではないですかね。

宮田：「反省させると犯罪者になります」の中で、受容される体験のない方に対して、まず受容的な態度を取ることから就き起こしているんじゃないですか。
松友：そうですね。

宮田：関哉さんの今の、「君、いじめられて大変だったよね」という話も、まさにそれにつながるようなところではありますよね。

関哉：反省、難しいですね。
屋宮：ここで言う反省というのは、要するに自分が悪いことをしたということを確認することですか。

関哉：まあ、そうなんじゃないですか。概念的な話としては。

屋宮：言葉で悪いことをしたと認めること自体は、できそうですが。

関哉：できるかもしれませんが、その言葉で、伝えなければならぬ。

屋宮：つまり、裁判員や裁判官にとっての実感の問題として被告人の反省の気持ちが変わるかどうかということですね。

関哉：そうですね。結局、言葉で語ることができれば形の上での反省が認められる刑事司法はおかしいというのが根本にあるのかもしれないけれども、言葉の壁がある方にとって、そこが一番苦しいところだと思いませんか。「もう二度とやります」とだけ繰り返していても、おそらく裁判官は反省しているとは見てくれないので。実際問題としては、美感和しての反省を何らかの表現として共有すること、これをどう伝えるかというのはやっぱり工夫をしなければ

ればいけない。

屋宮：裁判員裁判でもそうですね。反省とは量刑事情としてのどのような意味があるかは実は不明確な部分があって、ある意味では障害者には限られない話のような気がしますけどね。裁判員裁判で、反省していますと言えさずれば、量刑上直ちに有利に考慮されるというものでもないようですから。

松友：裁判員裁判や障害者問題以前に、企業なんかの不祥事があつたりするじゃないですか。そういうときに実にうまい謝罪をやる人もいれば、謝罪のことでさらにそれが社会問題になることもあります。では、うまく謝罪している人が本当に反省しているかというのは別ですね。

屋宮：謝罪のやり方で刑が決まっていけないと思いますよ。

松友：本当はおかしいですね。一種の危機管理の議論であって、別の話であるはずなんです。まあ、情として分らないわけではないですが。

IV 司法と福祉の連携について

屋宮：司法と福祉の連携が言われているわけですが、今、松友先生は東京社会福祉士会で理事をされていらっしゃるということで、社会福祉士としての取り組みを教えてくださいませんか。

松友：先ほど言いましたように、弁護士のパートナーになれるだけの人材の育成とか、あるいはスキルアップであるとか、さらには名簿登録制度であるとか、そういうシステムを今つくろうとしています。

福祉にもいろいろな人がいますが、私としては、社会福祉士など国家資格のあるソーシャルワーカーという視点について申し上げたいです。資格制度を

無視して「福祉の分野で長く勤めた人」なんという表現がよくありますが、これについて私は非常に抵抗感を感じます。資格を持たない人を弁護士と呼ぶないのと同じように、ソーシャルワーカーについてはきちんとした資格を評価して、それ故にその人に対して力を発揮することを求めてほしいと思います。単に「福祉を長くやりましたから」という感じではないのでないかというの、福祉の専門性に対する評価につながるようなのです。

もう1つは、福祉の限界です。福祉には強制力がないんですよね。福祉を使えばこの人をこういうふうに助けられると思って、本人を説得したりしますが、本人がそれを拒否しているのであれば、サービスの利用ができません。

これは、我々が社会福祉士(ソーシャルワーカー)としてやりとりしながら、一歩限界を感じることで。福祉は、今、契約制度でなされているからです。福祉を介入させざるにあってその無力感というのはあります。

この2つについて弁護士さんにご理解いただきましたと思います。

屋宮：これまで浦崎さんは福祉の方とかわかってこられたと思うんですけども、弁護士の側でこういうことは注意しなければいけないみたいなきことはあります。

浦崎：千葉でやった事件で、ある知的障害の方を施設に受け入れていただくという調整をお願いしていました。そのときにある施設の方が、「うちで受け入れられるということは、結局その人が自分から出ていかない限り、一生この人と付き合っていくんだ」ということをぼろろとおっしゃったんですね。

弁護士の世界は事件単位で人にかかわって、刑事事件も判決が出たり不起訴になったら、普通は

弁護士としてののかわかりがそこで終わってしまうので、どうしても刑事事件でこの処分を取るためにこういう証拠をそろえてという感じで見ます。でも、福祉にかかわる方たちは、そういう覚悟というか、その人と一生かかわっていくということもあるわけですね。

そうなってくると10日、20日という時間の単位じゃないわけですよ。これから2～3年かけて本人との関係を築いていこうと。それから先はまた4年後、5年後みたいな。そういう中で私たちが何となく証拠をつくるために、取りあえずここを当てはめてという視点だけで見えてしまうと、感覚の違いというのが出てきてしまうのかなと思います。

でも一方で、私たち弁護士という役割も、限られた時間の中で本人の利益を実現しなければいけないので、その意味では時間的な感覚の違いは、逆にご理解いただかないといけないと思います。これは正しいとか間違っているの話じゃなくて、背景の違い、専門性の違いというのは、お互いが理解していかないといけないし、それは単に刑事事件の場面だけじゃなくて、日ごろからお付き合い、連携していく必要があるところかなと思います。

屋宮：司法と福祉がながっていく必要があるという点に関して、東京三弁護士会は、どういう取り組みを検討されているところでしょうか。

宮田：先ほどの松友先生のお話にもありましたように、東京では東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士(PSW)協会と協議を重ねてきて、社会福祉士会から、刑事事件について理解のある、研修を受けた社会福祉士を、必要のある弁護士にご紹介いただて、先ほどの減刑ワークや、あるいは障害についてのアドバイスをいただく活動をお願いできるところな体制をつくれないか、今検討しているところです。

大阪や横浜では、日本社会福祉士会の支援事業として予算的な裏打ちの下で施行されているわけですが、私たちの場合はそこにどうやって資金的な裏打ちをしているのか、連携していくときにどうやって連絡を取り合っているのか、紹介のシステム、窓口をどこにつくるかということなども、これから詰めていかなければならない課題です。

松友：東京社会福祉士会では今年度の事業計画として、宮田さんがおっしゃった形のシステムをつくるということは決定しましたので、あとは具体的な中身を詰めているところです。

屋宮：そのほかにも、今、弁護士会は医療関係とか、福祉行政関係とか、この問題に関して必要だと思われるところと連携を取っていく試みをしているところですよ。

V 今後の課題

屋宮：障害者の刑事問題に関して、松友先生ご自身が今後の課題と思っらっしゃることはありますか。

松友：かつて知的障害者の支援に関わりの深い副島洋明弁護士から、「お前たち親の会は(当時、私は知的障害者の親の会の全国組織の常務理事を務めていました)、被害を受ける心優しき障害者のことは守ろうとするとすけど、加害をする悪い障害者のことは支援しようとしなないのか」と迫られたことがあります。私個人としては支援は必要だと思ったのですが、言い換えると、我々のやっていることは加害者支援なんですよ。これはそれだけの理由もあるし、必要だと思えます。しかし一方では刑事事件には被害者がいますから、仙台地検がやっているように被害者支援と加害者支援を同時にやるようなやり方も

あるのですが、どっちにしても国民的な理解を確立していかないといけないだろうと思います。

それが結果として我々の動きだろうし、正しい意味での彼らのリハビリテーション、社会復帰につながるっていくわけですから、私たちの目の前にあるケースに対応するだけではなく、その意味を社会に向けて常に発信して理解をつくっていくのがとても大事だと思います。

今のところメディアも非常に好意的です。だけど、被害者の心情などを考えると、こういう形で介入しサポートする必要性を、いろいろな意味で、極端に言えば被害者においてもご理解いただけると言えるような取り組みが必要ではないかと思えます。

それがないと、「福祉につながらるには犯罪をやった方がいいのではないか」みたいな誤解をされたいわけではないわけで、しかるべき流れについてはいろいろな形で説明する必要があります。

特に福祉の分野の間において、まだまだ受入れが弱いという実態があります。そこには犯罪とか反社会的行為に対する反発や批判もあるでしょう。しかし、社会的連帯という視点からも、メッセージを流していったって、理解と受入れを求めていくことが必要です。これがないとこの取り組みそのものも成功しないだろうと思っらいます。

屋宮：いずれにしても、この4月から専門弁護士制度を始め、新しい制度を起したことに伴い、いろいろな考えなければいけない新しい問題が起こっています。これから弁護士会としてさまざまな問題について一つ一つ正面からとらえて、いい制度をつくっていききたいと思っらいますので、これからもご協力よろしくお願ひいたします。

(構成：伊藤 敬史、寺崎 裕史)

司法と福祉の連携 ～高齢者・障害者支援と刑事弁護～



本特集の各稿は、平成27年2月5日に開催された講演会「司法と福祉の連携における弁護士（法曹）の役割について～高齢者・障害者支援としての刑事弁護～」の内容をベースとして、会報の特集向けに大幅に編集（加筆・修正）し直したものです。

はじめに

平成26年度第一東京弁護士会会長 神 洋明
私たち弁護士は、これまで長いこと刑事事件を受任しても被告人が判決を受けることによって弁護活動が終わったと考えると、当該被告人が実刑判決を受けて刑務所の中でどのような生活を送っているかということに関心を示さなかった時期があったと思います。同様に、刑務所から出た後に保護観察がどのような形でやられるのかということについても無知であったのではないかと思っています。実はこれは弁護士だけではなくて裁判官や検察官も同じであつただらうと思っています。また、私たちがこれまでにいわゆる知的障害を有する被疑者・被告人に対して、その責任能力の有無等について十分な関心や注意を払って弁護活動をしてきたのかと言われてしまうと、必ずしもそうでなかった側面があつたことも否定できないと思います。

今から9年前（平成18年）ですけれども、当会の刑事法制委員会メンバーで北九州医療刑務所の規

で受刑者に接した際、「どうして刑務所にこのような人がいるのかな」とショックを受けたことを記憶しています。そのとき一緒に過ごさせていただいた裁判官の経験のある委員も「私たちがこのような人を刑務所に送り込んだのか」等の発言をされたことが印象的でした。その後、こうした障害者が医療刑務所だけでなく一般の刑務所にも多数いるということが山本議員さんの『獄窓記』などでも紹介され、累犯障害者の存在が世間に知られるようになりました。

本日も講演いただく田島良昭社会福祉法人南高愛隣会前理事長は、平成20年の厚生労働科学研究で罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究の代表研究者を務められ、福祉の網からこぼれ落ちた障害者や高齢者で生きていくために罪を犯す者が多くいること、彼らは司法サイドと福祉サイドの間の連携の不足のために刑務所を出たり入りたりしているということが明らかになりました。

こうした知的障害者の犯した犯罪については最高検察庁も強い関心を示していて、その対応に積極的に取り組むことになりました。長崎県においては田島前理事長が主催する南高愛隣会が中心となって、検察庁、

弁護士会、裁判所とともに障害者の福祉支援、さらには被疑者・被告人段階から支援を行う「入口支援」を行って司法と福祉の架け橋としての役割を十分に果たしてまいりました。そのときの状況は平成24年11月に長崎新聞社が発刊した『居場所を探して～累犯障害者たち』に詳しく紹介されています。また、今日では刑務所などの矯正施設から出た後の支援を行う「出口支援」についても全国に地域生活支援センターができるなどの形によって司法と福祉の連携が広がろうとしています。そこで本日、田島前理事長には福祉の立場から「罪に問われた高齢・障害者の支援の在り方」と題して、司法と福祉の現状と法曹とりわけ弁護士の役割についてご講演をお願いした次第です。

そして今回は、この問題に関して法務省および検察庁にもご協力いただくこととし、東京地方検察庁の青沼隆之検事正にもご登壇いただきます。検事正には元法務省保護局長としてのご経験を踏まえた上で検察の立場から東京地検における障害者等への支援の取組みをご紹介いただき、さらには当会の宮田桂子弁護士にも弁護士の立場から刑事弁護における障害者支援の取組みを語っていただきますので、最後までご清聴いただきますようようお願い申し上げます。

罪に問われた高齢・障害者の支援のあり方について

社会福祉法人南高愛隣会前理事長 田島良昭

罪を犯した障害者への支援のはじまり

ただいまご紹介いただきました長崎の田島でございます。今、障害者とか高齢者とか生きる力の非常に弱い人たちが被害者や加害者になっていきます。この人たちは追い詰められて生活が破綻してしまつて、大変な苦しみを持っている人たちです。弁護士の先生方に何とかこのような人を助けていただきたい。また本人たちだけのではなく、国や都道府県などの行政、それから障害者のいろいろな団体とか我々のような事業者にもせ

ひお力添えいただきたいと思い、本日お話をさせていただきます。

さて、罪を犯した障害者の支援をはじめつきっかけですが、10年ほど前に「刑務所の中に障害者がごろごろいる」というような話が聞こえてきて、私は40年近くこういう障害、特に知的障害を持った人たちのことをやってきた人間だったものですから、本当に驚きました。それを言っている人が山本議員さんだったので、「政治家さんの言うことだから多少オオバーな点もあるのかな」と思っていたのですが、実際に彼の話聞いてみたら、我々専門家じゃないと分からないような本当らしい話がいっぱい出てくるんです。それです。当時私は宮城県におりましたので、「こういう人がいるんじゃないか」と宮城刑務所に問い合わせました。そして刑務所側からは「そういう人は1人もいません」と言われました。山本さんの話とどっちが本当なのだろうと思

いました。法務省にも問い合わせましたが、法務省も「いません」というのです。「では、そんな人はどこにいますか」と聞いたら「医療刑務所にいます」と。また、「いわゆる精神薄弱と言われるような人たちは少年刑務所にはいるでしょうが、普通の刑務所にはいません」と

いうのが当時のお話でした。そこでいろいろ調べてみると、「これは何たることか」と思いました。というのは、当然そういう人たちは我々福祉がセーフティネットとして社会の中できちっと守っているという自信を持っていた。自分たちは精いっぱいやってきたつもりだったわけです。ところが、そのセーフティネットである福祉からこぼれたような人たちがたくさんいて、その人たちが実は法務サイド、特に矯正施設である刑務所で支えていただいていたという事実を目の当りにしました。これは数字の上からも実際にいろいろな施設を回つても感じました。私どもとしては、社会の中で障害を持つた人たちを守るという活動は微力ながらもやっていたつもりだったので、刑務所の中に障害者がごろごろいるというのは私にとっては本当に大きなショックでしたが、同時に「これはきちつと制度として支える仕組みをつくらなければいけないんじゃないか」と思いました。

そこで、厚生科学研究という手法を取りました。これは厚労省の研究班と言われるもので、エイズの問題などいろいろな病気の問題もここで検討して制度や法律に変えていったというところですが、初めてこういう罪を犯した障害者、高齢者についての研究班が平成18年に立ち上がりました。

法務省の協力も得て平成18年から平成20年に行つたこの「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」では、矯正施設や受け入れ福祉事業所における知的障害者の実態調査を行ったのですが、例えば平成18年の新受刑者の知能指数を調査したところ、IQ79以下の者が全体の51%、IQ69以下の者が28.2%いたことが分かりました。さらに、全国の受刑者約27000名のうち410名(1.5%)が知的障害者またはそれを疑われる者として、そのうち再犯者が285名(69%)であり、228名が前刑で満期出所していた者です。これを見ますと、福祉による適切な支援が受けられないがゆえに何度も犯罪を繰り返しているいわゆる「負のスパイラル」に陥っている状況がありまして、まさに刑務所が「最後のセーフティネット」になっているというわけなんです。

長崎での「司法と福祉の連携」の取組み

そこで、司法と福祉をつなぐ「地域生活定着支援センター」という仕組みをつくったんです。全国で最初に定着支援センターができたところが長崎で、平成21年1月19日にオープンしました。それから平成26年の12月末までの間に361名の人たちのフォローをしました。全国のはかの定着と長崎の大きく違うところは、未決の被疑者被告人を3年ぐらい前から手掛けているところなんです。これは、長崎弁護士会の先生方、長崎地検、長崎県内の裁判所の法曹三者から協力をしていたことで、福祉とタッグを組んでやった実績です。これまでの5年間で361名の人に接しましたが、その361名全員が再犯者(累犯)で、障害者、高齢者の場合は80%が再犯を繰り返して刑務所に入っていく状況でした。保護局や矯正局の方がその数字をごらんになったときには「本当か」と言われました。検察も弁護士さんもそれぞれ一生懸命法に基づいて努力されていたと思うが、再犯を繰り返す人たちはほとんど止めようがなかったんです。それが今、定着支援センターの活動によって、全体のうちの5%の13名は残念ながらもまた実

刑になって刑務所に入ることになりましたけれど、残り大部分の95%ぐらいの人たちは再犯を犯さずに社会の中で何とか過ごしていることになりました。

また、私が理事長をしていた南高愛隣会には更生保護施設「雲仙・虹」というのがございます。社会福祉法人が更生保護施設になったのは、この雲仙・虹がはじめてで、平成21年4月に地域生活定着支援センターがスタートするときにセットで作った施設です。平成26年12月までの実績を申し上げますと、利用総数はのべ162名です。この162人は全員刑務所に行っています。162名全員がある面では今まで罪を何度も繰り返している、前科28犯ある者や12回ぐらい前歴があるという人もおります。このうち、施設を出た後再犯して実刑になった者は9名だけです。あと、情状証人としてこの更生保護施設が立った者が7名おります。そのうち1名だけが実刑となり、あとは執行猶予を付けていただきました。実はこの情状証人というのが判決をされるときに非常に大きな影響があります。ですから、弁護士さんたちには、「自分だけで抱えるんじゃないやなくて、更生保護施設に依頼をしていただければ情状証人を引き受けます。」ということをお願いしたところなんです。

それから、更生保護施設を退所した後に犯罪を犯して、起訴猶予や執行猶予、刑務所に出所後にまたこの虹に戻ってきた人も5人います。起訴猶予や執行猶予になったときに、更生保護施設でも1回保護観察を付けて社会内訓練をやるという仕組みもだいぶ進んでいます。そのおかげで、この5人の中にはもう1回更生保護施設に戻ることで執行猶予にしていたという例もございます。

被疑者・被告人段階から福祉につながる支援の取組み

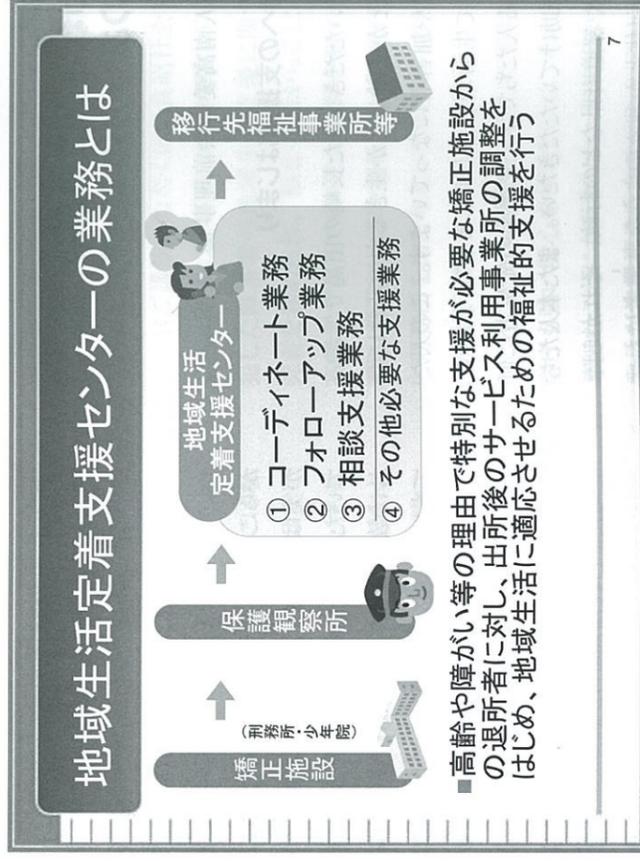
このような定着支援センターを中心とする障害者支援をしている中で気付いたことがいくつかありました。それは、起訴猶予や執行猶予で社会に戻って再び罪を犯す者が多いこと、被告人段階において福祉の受け入れ先がないために実刑になって刑務所に入ってしまう人が少なからずいること、満期出所の受け入れ準備ができていないために社会に慣れるためのお試し期間がな

いこと、仮出所者であっても執行率が90%くらいであれば社会適応能力を高める機会がないことなどです。捜査から公判、そしてその後の矯正や更生保護、そしてまた社会に出てくるまでの一連の手当というものがないんですね。警察や検察で取り調べられた資料が矯正にまで行ってない。更生保護のところでもいろいろ資料を参考にして行ってない。ブツブツと情報が切れてしまっていて続いている。ですから社会に出ていくときには高齢者や障害者が裸で放り出されることになるのです。

これらの状況を見ますと、結局、捜査や公判段階だけではなく矯正、保護、犯罪予防などの刑事司法全体にわたる目配りが必要なのではないか、その中でも被疑者・被告人段階のいわゆる入口段階での支援が重要なのではないかと感じます。これが実は福祉と司法関係、特に弁護士さんも含めた法曹三者と福祉がしっかり連携することによって相当効果的に再犯を防止することにつながるのではないかと、関係者が皆でタッグを組んで共働、共に働くという、共働作業をしようというところなんです。

ところが、だいたい最初はそういう提案をしたら、「いやいや、検察官とだけは口も利きたくない」と弁護士さんや、検察官は「うーん、弁護士」という感じが非常に強かった。どうも弁護士と検察官は何か犬猿の仲みたいな感じがしましたね。それから保護観察を付けてきちんと後ろから見守るという仕組みをぜひつくりたいのと言ったら、弁護士から「冗談を言ってくれな。保護観察になったら負けた」と言うんです。「無罪を勝ち取るのが一番の勝利だ」、「保護観察が付いたらもうこれは負けだ」とおっしゃる。

その一方で検察官は「遠山の金さん」を見すぎなんです。判決が下ると「一件落着」なんて言っているんです。あれと同じ話で、どうも捜査や公判のところは皆さん必死でやられるんですが、いったん判決が下りてしまっても速やかに忘れる。自分が担当した人たちがその後どうなるかなんていう関心はもうほとんど持っておられないのではないかと、というくらい冷たいものでした。だから「検察官はそれでもいいんですか」と言っていたわけなんです。「検察官の役割をもう1回しっかり考えて



■ 高齢や障がい等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行う

第一東京弁護士会講演会資料

いただきたい」ということです。これは弁護士さんたちも同じで、どこかで「判決が下りたり、検察の最終処分が決まると、そこでも自分たちの手から離れるので、どうしようもない」と思っている。しかし、罪を犯した後の障害者とか高齢者の人たちをどうするかということからは非常に問題があったと思いますし、我々がこれまでにいろいろな提案をしてきたのもまさにそこなのです。

これがいいたい平成20年ごろまでの議論です。しかし今は、そういう弁護士や検察官はいなくなっただけじゃないかと思えます。「この被疑者とか被告人にとつて、その後の将来を考えると一番大切なものは何だろう」ということを相当みんなが考えていたのだくようになつた。もちろん以前も関心を示していたいただいた方はおられたんです。一握りの志の高い、ボランティア、道楽と言われながら、冷ややかにみんなから言われながら、それでも頑張っておられた弁護士さんたちが数は少ないけどいたんだと思えます。しかしそれではやっぱり広がらない。ほんの少数の人たちがボランティアでやられておればいいという時代はもう終わったんです。なぜかという、高齢の認知症の人たちが確実に増えてきているからです。あと10年すると団塊の世代が老齢期に入っていくわけですから、認知症の患者も爆発的な数になっていく。今でさえ大変な問題になっているのに、10年後は本当にもう大変な社会問題になると思います。しかしそこに対しての具体的な取り組みはまだまだできてないのではないかと。現に今どういう状況が起きているかということ、認知症の高齢者の行き倒れです。年間3万数千人の身元不明の死体が出てくることはたぶん皆さんご存じだと思います。その中には刑務所から出た後にどうしようもなくて行き倒れになっていくような人々も相当数いるんだと思えます。しかしその数はまったく把握されてないんですね。把握していないのかと思ったり思ったりですけど、どうも把握されていない気がします。

最近の検察庁の動きの中で特筆すべきものは、平成23年から全国の検察庁で行われている知的障害者の気付き調査です。これは、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」と「精神の障害等

(精神障害、認知症、発達障害など)により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等」について気付き調査(捜査手法のやり方、処分の報告)をして、気付いたら検察官の全ての取調べについて録音・録画をするという方法で行われています。平成26年末までの録音・録画実施件数とは言いますと、前者のコミュニケーション能力に問題のある被疑者等については3550件、責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等については5796件です。

このような調査は本当に大切で、検察の方もそれに気付かれた。果敢に取り組まれてようやくこのような結果が出てきました。ですが、これが大変な宝の山だということにまだ検察は気付いてないのではないかと。残念なことには法務省とか検察にはこういう分析をする専門家がいないんじゃないでしょうか。この宝の山について、厚生労働省などの役所や弁護士さんや我々福祉関係者も分かるように分析をしないといけない。せっかく知的障害者の実態をつかんでいるわけですから、これをよくよく分析してみることが重要です。精神障害については医療観察法上の問題もありますから知られていないんですが、認知症と発達障害についてはほとんど出ていない。そして、分析をした結果をどういう具合に施策としてつなげていくかが大事です。きちんと分析して、これをちゃんと政策や施策につなぐためには専門家が必要です。みなさん弁護士さんだけでなく、社会福祉士とか福祉に詳しい人たちの専門家の間で連携して役割を分担しながらしっかり仕組みをつくっていく。これがすごく大事ではないかと思えます。

司法と福祉の連携に関する政府及び東京地方検察庁の取り組みについて

東京地方検察庁 検事正 青沼隆之

政府による司法と福祉の連携の取り組みの経緯

政府としての取り組みですけれども、先ほどお話があったとおり、平成18年から厚生労働科学研究で田島前理事長が累犯障害者のことを指摘され、平成21年に皆さんご案内のとおり地域生活定着支援センターが始まって、いわゆる出口支援が始まりました。また、同じ年に田島前理事長の同じ研究班で「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」という新しい研究が始まりました。これは入口支援を前提とした研究です。出口支援の研究を始めているうちに、やはり効果的なのはもともと前の段階、累犯者になる前の段階で福祉的支援の手を差し伸べべきではないかという発想から始まったわけなんです。

そして平成23年、最高検に知的障がい専門委員会ができ、この年に「検察の理念」が発表になりました。その「検察の理念」の中に「犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」というものが入りました。検察の目的として刑事政策的な観点をもう少し入れていこうということなんです。検察はここで刑事政策的な分野にかじを切ったと言っていると思います。

そして平成24年、田島前理事長のおられる長崎で「長崎モデル」というのが始まります。これは入口支援ですが、長崎でしかできないと思います。つまり田島前理事長という方と施設があって、弁護士会と検察庁と裁判所が協力して、言ってみれば事前鑑定のようなものをやるわけです。この人は、どういう症状でどういう処遇が一番適切かという検討を、鑑定的な手法を使って行うのです。それは施設などのインフラがないとできません。そして、同じ年の平成24年に最高検に刑事政策の専門委員会ができました。私は当時保衛局長でしたが、同じ平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が

ありました。これは法務省が中心になって動いたのですが、再犯防止が重要だということを閣僚会議で発表、宣言したのです。再犯防止が重要視されるようになってきたのは、平成19年の犯罪白書で3割の再犯者によって全体の犯罪の6割が行われているということから明らかになってからです。これはどういうことかということ、戦後からこのころまでの合計100万人の犯罪者を調べたところ、その100万人の犯罪者は件数でいうと約160万件的罪を犯していたのです。しかもその100万人のうち3割の前科がある人たちが日本全国の犯罪のうち6割を犯していたのです。この調査結果を踏まえて何とか再犯を防ごうというのが政府の方針となり、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入る者の割合を今後10年間で20%以上減少する」という政策目標を立てたのがこの犯罪対策閣僚会議でした。

このころ東京地検に再犯防止に関する関係機関との連携のための委員会ができ、平成25年1月に今の東京地検の社会復帰支援室の前身である準備室ができるという流れです。ですから、出口支援からどんどん入口支援の方に移行する時期と重なるわけです。東京地検は、東京都ともさまざまな協議を経た上で社会復帰支援準備室を立ち上げ、本格的に入口支援を組織的に始めました。

東京地検における社会復帰支援の仕組み

今、東京地検が社会復帰支援としてのどのようなことをしているのかについてご説明します。実刑になって刑務所に行き、出所する人たちを対象にするのが出口支援ですが、私たちが取り組んでいるのは入口支援というものです。具体的に説明しますと、例えば捜査段階であれば起訴猶予や略式起訴になる人、公判段階であれば罰金や執行猶予になるような人たちについて、捜査や公判の担当検察官は、社会復帰支援室に相談に行きます。高齢とか障害等がある被疑者や被告人について、公判請求や実刑にするより何か手だてはないのかと相談に行くわけです。社会復帰支援室には室長検事と検察事務官のほか社会福祉アドバイザーという社会福祉士の資格を持った方が3名いますので、その人

たちに支援策について相談します。すると、社会福祉アドバイザーの方々が、高齢・障害・ホームレスなどといった被疑者・被告人の置かれた状況や問題点などを踏まえて、どういった有効な支援策が取れるかということを探査や公判の担当検事に助言する、こういうシステムになっていきます。社会福祉アドバイザーは、担当検察官の相談に乗り、必要な助言をすることが基本ですが、場合によっては直接社会福祉アドバイザーが対象者と面談し、意思確認をしたり、福祉的な支援の内容容について説明することもあります。

検察官は、こうした支援策に関する社会福祉アドバイザーからの助言をもとに、処分を検討することになります。検察官が起訴猶予と判断した場合には、社会復帰支援室が保護観察所や福祉事務所等と対象者の支援に関する連絡調整をします。保護観察所で行うのは更生緊急保護であり、今多いのは更生保護施設等へ入所して居場所を与え、就労支援を行うということです。更生保護施設に行く人は稼働できる年齢の自分で働ける人たちが主です。一方、自分では働けない方や生活保護が必要な人たちは東京23区でいけば各区の生活福祉課につなげますし、高齢で介護が必要な人は高齢福祉課、障害のある方には障害福祉課になります。また、路上で売春等をやっている女性については女性相談員や女性相談センターにつなげます。社会復帰支援室では、そういったそれぞれのニーズに応じた連絡調整をやっています。

これまでの相談内容の実績ですが、平成25年1月に社会復帰支援準備室ができてから、平成26年12月まで、対象者は合計785人です。東京の場合に特徴的なのは、障害や高齢でもないホームレスが半分ぐらいいるんですね。地方でなかなか食べられないので東京へ出てきたけれども東京でも食いつばぐれてしまったという方ですね。こちらが想定していたよりもホームレスが多いというのが東京の特徴だと思います。

では、社会復帰支援室が相談を受けた対象者をごにつなげるかについてご説明しますと、更生緊急保護は120人です。福祉事務所への引継ぎは432人です。福祉事務所への引継ぎの際は、同行支援というものを

実施しています。どういうものかという点、社会復帰支援室の職員や弁護士などが福祉事務所まで対象者に同行し、例えば生活保護の手続に付き添い、手助けをするということことです。生活保護の申請等も本人一人ではできないことも多いので、それを同行して支援することです。そのうち、刑事弁護人にやっていたいたのが195人に上り大変ご協力いただいているわけです。同行支援の実務としては、まずは弁護士さんをお願いして、弁護士さんがどうしようもダメなときに社会復帰支援室の職員が同行するという運用にしています。

弁護士の皆様にご協力いただきたいこと

ここから先は弁護士さんをお願いしたいこととお話ししたいと思います。こういった社会復帰支援を検察庁が行うのには限界があります。やはり検察庁は、身柄をとっている対立当事者という側面があります。そのため、対象者の本音が聞けないのです。開放されたい一心で「福祉に行きます」と言っていることもありますが、そして、同行支援して福祉事務所に行くともままなくなってしまうことも多いです。ですので、そういった対立関係のない弁護人の方に、家族や本人等からいろいろ聞いて、その人に本当に合ったニーズは何かというのを聞いていただきたいのです。この点をぜひお願いしたいと思います。こうしたことは例えば公判請求になった場合でも情状立証にもつながることです。先ほど田島前理事長が言われたとおり、弱者に対する寄り添いという側面でも非常にマッチしていると思うので、被疑者や被告人の福祉ニーズをいかに吸い上げていくのかというのをぜひやっていただきたいです。弁護士会で、社会福祉協議会あるいは社会福祉士さんたちと相談しながら、社会福祉関係の方にアドバイスを求めることも大変有効だと思います。

神会長が最初に言われましたけれども、法曹というのはこれまでもどうしても判決までという認識でその後のことへの意識が薄かった面が否めませんし、検察官と弁護士は対立構造という面が強調されていたとも思えます。しかし、被疑者・被告人の改善更生を考えるとこの発想に切り替えていただいで、「この人にとってベ

ストな支援は何なのか、再犯に及ばないようにするにはどうしたらいいのか」ということを検察と一緒に考えていただけるとありがたいと思います。

刑事弁護における高齢者・障害者支援の仕組みについて

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会

副議長 宮田桂子（一弁護士）

障害者の弁護と司法制度上の問題点

先ほど、田島前理事長から「弁護士は無罪を争う、無罪が勝利だと思っている」というお話がありました。実は障害者の方の事件で、裁判が無罪になりました。今も冤罪であると再審を争っている事件もござります。障害者は自分を守る能力が非常に低い。だから、例えば、取調べで非常に怖がってしまったり迎合的になる、あるいは警察の方は正義の味方だと思っているから言われたとおり「はい、はい」と言っている。あるいは発達障害の方はオウム返しをしよう。コミュニケーション能力に非常に問題のある発達障害の方は、ほかの人の言葉を聞くとそのままオウム返しをしてしまうので、福祉の方々の「早く福祉につなげてあげたい」というお気持ちがよく分かるんですが、弁護士としては本当に無罪じゃないかと思っ話にはちよつと後にしてください」ということがおそらくあるのではないかと。その辺の行き違いもあったのではないかと。思います。

このような問題がなぜ起きるかと言え、日本では刑事裁判の手続が事実認定と量刑に分離されていません。例えばアメリカでは手続が有罪・無罪の認定と量刑に分かれていきますから、無罪を争ってただめたら今度は福祉の話というふうを持っていきやすいのですけれども、今の日本の訴訟の構造では、無罪を争うときには情状の話をすると説得力がないということで福祉の主張をしないまま終わってしまうケースもあると思います。もちろん無罪の事件であっても、支援者などと協力

東医療少年院という、精神的な疾患を持つ方を多く収容する施設を抱えている上に、府中刑務所も累犯者の多いところであることに加え、東京に帰ってきた方がたくさんいることで、出口支援で精いっぱいなんです。ですから、長崎の地域生活定着支援センターのようにセンターに相談して福祉のコーディネーターをお願いするということは無理である上、出口支援の事業についても法的なアドバイスが十分に検討されてこなかったところがあります。先日東京都に仲立ちになっていただいた、東京都地域生活定着支援センターと東京保護観察所と東京三弁護士会で話し合いましたので、そこでセンターが支援をしている方の中には、法的な被害に遭っている方がいらっしゃることが分かりました。例えば知らない間に養子縁組をさせられていて自分の戸籍に養子が入っていた例がありました。これはいわゆる戸籍口ンダリング、つまり借金をするために戸籍名を変更する類のことですが、それに障害者の方が使われていた案件と考えられます。こういうものには養子縁組の無効を申し立てなければならぬなど法的な支援が必要になります。今後は弁護士会の活動を出口支援の場面の法的な支援にも広げていきたいと思っています。

精神障害者については、東京の3つの弁護士会は刑事弁護委員会の中に医療観察に関する部門を持っています。過去、そこでは精神保健福祉士との連絡会などをやってきているのですが、さらに、東京三弁護士会の障害者のプロジェクトでは、東京社会福祉士会と東京都精神福祉協会の皆さんと月1度集まって制度設計についてお話し合いをするとともに、最近ではケースの報告などもやっております。

社会福祉士会、精神保健福祉士協会と協力して、社会福祉士や精神保健福祉士に「更生支援計画」という意見を作った体制ができて、その告知を今SH名簿登録者にやっている状態です。このような制度設計をしたのはなぜかというと、東京は事件の件数が多いために、各地でやっているような、医療や福祉などの専門家を集めて障害の判定をして処遇をどうしていったらいいか考える委員会を立ち上げたとしても、たくさんのケースを処理しきれないということで、このモ

デルはなかなか難しいのです。そのため、個別に社会福祉士の方にキーマンになっていただいで、その方から福祉施設を紹介していただく、あるいは一緒に医療の関係者の方と相談に行くことを考えているのです。

障害者弁護と接見のあり方

我々が弁護のスタイルの中で1つ大きく変えなければならぬのは接見です。これは非常に驚いたんですけれども、ある弁護士さんと話をしたとき、常習累犯窃盗の事件について「君はやったのと聞いたら、やっていると言うし、証拠も固いし、お金も一銭もないと言うから、そうか、残念だね、今度もまた刑務所だよ」と言っていて帰ってきたんだよ」と言う。「帰ってきたらだめだろう、障害があるかどうか分からないだろう」と思ったことがあるんです。常習累犯窃盗の方であれば、むしろ資料入手が容易です。刑務所に行っていますから必ず知能テストを受けています。私が先日やった常習累犯窃盗事件でも、裁判所から刑務所に公務所照会をかけていただきましたところ、被告人には中程度にかなり近い軽度の知的障害があることがわかりました。

また障害は数値として見つけることが可能なのです。軽度の知的障害で障害者手帳レベルのおばあちゃんや被告人として、前に入所したときよりも知的能力が下がっているというので、認知症が入っている可能性を考えて精神鑑定を申し立てたんですけれども通りませんでした。実は起訴される前に検事に持っていく意見書を準備していたのですが、「もう決裁に回しちゃった」ということで、不起訴の交渉ができませんでした。常習累犯の窃盗事件などについては早々に決裁に回してしまいます。早めに検事に連絡して、いつ決裁を回すのかを確認しないといけないといったのが反省点です。

最後に、先ほど田島前理事長から弁護士が寄り添ってほしいというお話をいただきました。私たちも寄り添いたいのですが、国選弁護人は身体を拘束されているところまでしか弁護人ではありません。釈放されると弁護人の地位がなくなるのです。例えば私たちが同行支援をしたときに、お前はどの権限があつて付いてきているんだと言われてしまいます。ですから、「本人を代理

してやっているんだ、あるいは本人の委任に基づいて書類を作ってきたぞ」という形でもない限りは、冷たい扱いを受けてしまう危険があります。私たちが寄り添えるための法的な権限を何か与えていただけませんかと思えます。委任契約という方法もあるでしょうし、あるいは法律家の保護司を準備しておいて一緒に動くとか、何かそういう制度設計が必要なのだろうと考えているところなんです。

ディスカッション 「司法と福祉の連携の現状と課題」

社会福祉法人南高愛隣会前理事長 田島良昭

東京地方検察庁検事正 青沼隆之

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会

副議長 宮田桂子（一弁会員）

司会：刑事法制委員会

副委員長 南谷英幸（一弁会員）

都市部における司法と福祉の連携の問題点

南谷 ● まずは私から1つ質問をしたいと思いますが、司法と福祉の連携については大都市に特有の問題がありますか。また、それらの問題を解決するための糸口や方向性は何かあるのでしょうか。

田島 ● 長崎と東京では人口がまるで違いますので、長崎でやっていることはあまり東京では当てはまらないんじゃないかというご意見はよくあるんですけど、長崎で7、8年前に始めた時も本当に微々たる協力者しかいませんでした。実際取り組もうとしてもわずかなところからしかできていまして。ただ年数が重なって理解をさせていただく方が広がってきて数も増えてきた。たしかに東京は大きいのでその分いろんな問題も多いんだと思いますが、一方でそれだけ弁護士も多いし、東京地検などの協力も得られる情勢になっていると思います。いきなり100点を取ろうとするとなかなか難しいのですが、20点でも30点でもいいから、できることから始めてみるという意味では、そんなに大きな差

はないのではないかなと思います。

青沼 ● 基本的に大都市は福祉施設が多いですし、いろいろなタイプの福祉施設がありますので、マッチングをすればそういう福祉施設につなげられる可能性が非常に高いという意味では地方よりは恵まれているという側面はあると思います。ところが一方で、福祉の側からしても累犯した人たちは非常に処遇が難しいので、福祉の入口で拒否されてしまうという問題があります。たしかに現場でやっている人たちから見ると累犯者は非常に和を乱すということになる可能性があるのでは総論賛成、各論反対ということになりやすいのです。これが今の東京での最大の課題です。福祉事務所です。実際に受け皿となる福祉施設を探そうと思うと拒否されている、マッチング施設がなかなか見つからないでいるうちに、どこかに行ってしまうという事例が結構多いように思います。ですから、インフラはあるけれども、マッチング施設というのが見つからないというのが東京での一番大きな問題のような気がします。

宮田 ● 2点言わせていただければと思います。1点は東京の施設はたくさんあるけれども、恵まれた環境にはないということ。近隣の住民から「うちの周りをおかしい人がウロウロするのか」などという声があがったり、薬物のリハビリ施設であるダルクにしても「ジャンキーがうちの周りにいるなんて危ない」という形で、福祉施設をつくること自体に対して近隣の住民から反発が起きるわけです。ですから福祉施設が守りの体制になつてしまつてしまうのも非常によく分かる。住宅密集地で、しかも近隣の住民からの反対をやつと押し切つて施設ができたところに、「危ない人」と思われる刑余者を入れてもそのことが起きたらどうしようという福祉施設の心配は理解できます。

もう1つはマッチングの問題です。「この方はどういうところにマッチングするか」を見るための中間施設のようなものがない限り、施設としては「どんな人か分からないんだから受け入れない」という態度を取るのではなないかと思うのです。ですから、更生保護施設は就労が可能な方のための施設ではあるというのですが、例えば中間施設としてそこに収容されている障害のある人

を行動観察して、「こんなタイプの人なんだけどいかがですか」というような形で福祉施設に話を持っていけば何とかなることはあるかと思えます。

出口支援における弁護士の関わり方について

南谷●つぎの質問です。出口支援について我々弁護士がどう関わっていったらいいのか、どういう仕組みがいいのかを考えなければいけないと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

田島●私どもは今、入口とか出口とかいう分け方をなくしています。弁護士の支援が入口のところから出口までずっと続くという「寄り添い弁護士」の仕組みを提案していき、法務省の方でも検討されているところです。要するに弁護士がボランティアじゃなくて報酬を支払う形できちんと職務としてやっていただくということです。これは罪を犯した障害者、高齢者の問題だけではなく、DV 被害者とか困っておられる人たちも支援できることが必要です。そうやってきちとした仕組みを作って、弁護士さんがそこに職務として参加できるということにしないとイケないと思います。

青沼●まずはお金の点ですね。「お金と権限が大事」というのが以前宮田先生とお話しした際に出ましたが、やはりボランティアではなく、国のお金が出るということにしなければと思います。

それから、出口支援における弁護士さんの役割という点で、私が一番今気になっているのは、刑の一部の執行猶予制度です。来年からこれが実施されると再来年ぐらいには実際に刑務所から一部執行猶予で出てくるということになります。仮釈放の場合は住むところが決まらなくて出てこないのですが、一部執行猶予の場合には出所時に住むところが決まらなくても、判決が言い渡された以上出て来るわけです。この「生活環境調整」と呼ばれる住むところの調整がうまくいくのかなというのが一番の心配です。弁護士さんも一部執行猶予を取るという弁護をなさる場合には、この人たちが一部執行猶予になったときの落ち着き先はどこかということも考えていただければと思います。

宮田●まず、刑務所から出てくる期間、タイミングが支

援のネックであることを指摘します。例えば満期出所にしても一部執行猶予にしても、困るのは土曜とか日曜に出てきた場合です。「福祉事務所は閉まってて行くところがない、どうしたらいいでしょう」となってしまう。せめて金曜日に出所させるといった配慮があると我々としては非常に支援がしやすくなると思います。

もう1点は法的なお手伝いを早くから進められないかという問題です。先ほど戸籍ワンダリングの話をしましたけれども、出所された方が抱えている法的な問題について、刑務所にいる間から弁護士がかかわって、例えば保護観察所と自治体がカンファレンスをやる時に同席するとか、あるいは依頼を受けて問題のありそうな受刑者の法的アセスメントを行うシステムができれば、出所後の生活がスムーズになるのではないかと思いますし、生活の設計も容易になるのではないかと思います。

田島●今の一部執行猶予についてですが、今、お話があったように一部執行猶予の人が出てくると、その受け皿というのは法務省や検察だけでは限界があります。厚生労働省も一緒に取り組んでいかないと難しいと思います。ホームレスの中にも60%ぐらいは何らかの障害を持っているということがデータとして出てきていますし、覚醒剤や薬物依存症の人についても70%近くが何らかのハンディキャップを持っているというデータもそろってきています。こういうデータをふまえて、厚生労働省でもこれをしっかり受け止めたうえで支援の仕方を議論して、できるだけ早い時期にできるところから法律を作って実施をしていくように今進めているところです。

南谷●一部執行猶予の導入によって今後ますます出口支援の必要性が高まることを考えると、弁護士がそれに積極的に関与していくための仕組みを具体的に考える時期に来ているということですね。

本日のお三方のお話を伺って、司法と福祉の連携を通じて「対立から共働へ」という刑事司法のパラダイムシフトが起きているという印象を受けましたし、弁護士または法曹の意識もそれに応じて変わっていくことが求められていることが分かりました。本日はありがとうございました。

(終了)